

東海農業振興地域整備計画 の変更案に関する縦覧図書

農業振興地域整備計画を変更する理由

東 海 市

第1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という）に基づき、本市の自然的、経済的及び社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、同法第12条の2の規定に基づく基礎調査を実施した結果、農業振興地域整備計画を社会、経済情勢の推移に対応した実効性のある計画として確保するため、同法第13条の規定により変更を行うこととした。

第2 変更の概要

1 農用地利用計画

- (1) 農用地区域への編入 なし
- (2) 農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
①	荒尾町犬久利	土地の条件（地形・水利・区画等）が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められ、かつ過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地又は、農業生産基盤整備事業完了後30年以上経過した土地で、土地利用の集団性や関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である未整備農用地及び今後一体的に農用地区域として利用が困難な農用地であるため。
②	大田町砂原	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

③	加木屋町旭	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
---	-------	--

(3) 用途区分の変更 なし

2 農業生産基盤の整備開発計画

過去及び現在において市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

3 農用地等の保全計画

過去及び現在において市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

市内における効率的かつ安定的な農業経営の目標について確認をし、今後、目指すべき方向を検討した。

5 農業近代化施設の整備計画

過去及び現在において市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

過去及び現在において市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

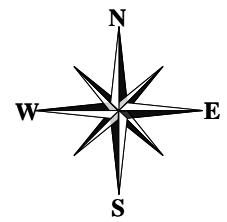
7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

市内における農家世帯員の他産業就業の状況を確認し、安定した就業先を確保するための方策について検討した。

8 生活環境施設の整備計画

過去及び現在において市内で実施されている事業について整理し、今後、必要とされる整備の方向等について検討した。

【行政案件01】



S=1: 1000

惣山池 25.8

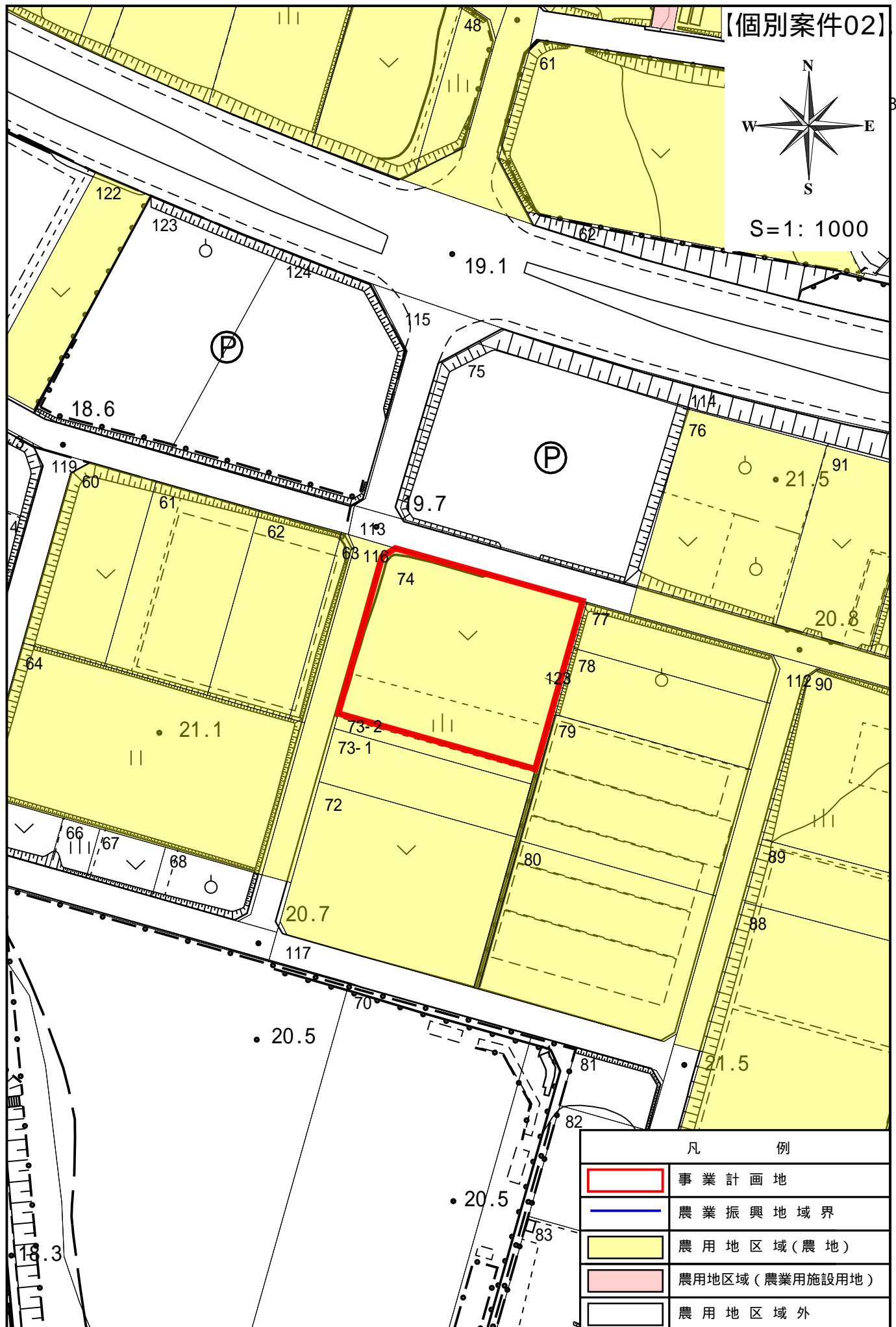
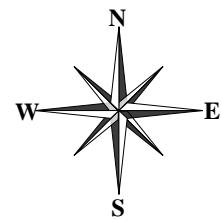
25.8

(1)

Map showing agricultural land boundaries and specific plots. A red box highlights a plot labeled '01' with a value of '35.0'. The legend indicates:

- 農業振興地域界** (Agricultural Revitalization Area Boundary): Blue line
- 農用地区域** (Agricultural Use Area): Yellow shaded area
- 除外区域** (Excluded Area): Red box

【個別案件02】



地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
	昭和55年度
	昭和62年度
計画見直し年度	平成9年度
	平成18年度
	平成26年度
	令和7年度(予定)

東海農業振興地域整備計画書

「新旧対照表」

(案)

令和7年3月

愛知県東海市

II 農業振興地域整備計画書新旧対照表

第1 農用地利用計画

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口 <u>113,369</u> 人（<u>令和7</u>年8月）、行政面積 <u>4,343</u>ha を有する。市域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。</p> <p>年間の平均気温は約 <u>17.7</u>℃（<u>平成30</u>年～<u>令和5</u>年の平均）、年間の平均降水量は約 <u>1,266</u> mm（<u>平成30</u>年～<u>令和5</u>年の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。</p> <p>高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）の開通や、（都）伊勢湾岸道路の東海JCT（ジャンクション）から<u>中部国際空港の入り口である常滑JCT</u>（仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。</p> <p>土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。</p> <p>農業地域は、<u>土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地について、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図る。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努める。</u></p> <p>商業地域においては、<u>観光施設、宿泊施設とホールなどの複合施設等の立地誘導を図る。また、鉄道駅周辺では、公共交通の利便性を生かし、高度利用も含めた世代に応じた居住の誘導や居住と一体となった店舗を含む商業をはじめとする生活サービス施設の充実を図り、都市拠点を補完する拠点として利便性を高めていく。隣接する農業振興地域との土地利用調整は引き続き必要である。</u></p>	<p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口 <u>112,484</u> 人（<u>平成26</u>年8月）、行政面積 <u>4,345</u>ha を有する。市域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。</p> <p>年間の平均気温は約 <u>16.1</u>℃（<u>昭和54</u>年～<u>平成24</u>年の平均）、年間の平均降水量は約 <u>1,475</u> mm（<u>昭和51</u>年～<u>平成24</u>年の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。</p> <p>高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）の開通や<u>常滑市沖の中部国際空港の開港</u>、（都）伊勢湾岸道路の東海JCT（ジャンクション）から<u>知多横断道路の常滑JCT</u>（仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。</p> <p>土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。</p> <p>農業地域は、<u>都市近郊型農業として土地利用型から施設型農業へと移行し、単位面積当たりの収益性の高い農業へと展開していく必要があるが、土地利用型農業においても農用地の利用集積、機械の高性能化等により作業効率を高め経営基盤の強化を図る。</u></p> <p>商業地域においては、<u>中心市街地整備が全市的な重要課題であり整備が進む中、隣接する農業振興地域との土地利用調整が必要となっている。</u></p>	<p>現在の数値に修正 字句の修正</p>

変更案										変更前（現在）										変更理由																																																																																																																																																													
さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第7次東海市総合計画（2024～2033）、東海市都市計画マスタープラン（2023～2033）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。										さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第6次東海市総合計画、東海市都市計画マスタープラン（2011～2023）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。										字句の修正																																																																																																																																																													
単位：ha、%										単位：ha、%																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年次</th> <th colspan="2">農用地</th> <th colspan="2">農業用施設用地</th> <th colspan="2">森林・原野</th> <th colspan="2">住宅地</th> <th colspan="2">工場用地</th> <th colspan="2">その他</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在 (令和7年)</td> <td>411</td> <td>36.5</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td>56</td> <td>5.0</td> <td>100</td> <td>8.9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>556</td> <td>49.4</td> <td>1,125</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>目標 (令和17年)</td> <td>254</td> <td>25.3</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td>60</td> <td>6.0</td> <td>120</td> <td>11.9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>569</td> <td>56.6</td> <td>1,005</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△157</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13</td> <td></td> <td>△120</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	現在 (令和7年)	411	36.5	2	0.2	56	5.0	100	8.9	—	—	556	49.4	1,125	100	目標 (令和17年)	254	25.3	2	0.2	60	6.0	120	11.9	—	—	569	56.6	1,005	100	増減	△157		—		4		20		—	—	13		△120		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年次</th> <th colspan="2">農用地</th> <th colspan="2">農業用施設用地</th> <th colspan="2">森林・原野</th> <th colspan="2">住宅地</th> <th colspan="2">工場用地</th> <th colspan="2">その他</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在 (平成25年)</td> <td>605</td> <td>50.1</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td>104</td> <td>8.6</td> <td>106</td> <td>8.8</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>385</td> <td>31.9</td> <td>1,207</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>目標 (平成35年)</td> <td>519</td> <td>43.0</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td>101</td> <td>8.4</td> <td>186</td> <td>15.4</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>394</td> <td>32.6</td> <td>1,207</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△86</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>△3</td> <td></td> <td>80</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																			区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計		実数	比率	現在 (平成25年)	605	50.1	2	0.2	104	8.6	106	8.8	5	0.4	385	31.9	1,207	100	目標 (平成35年)	519	43.0	2	0.2	101	8.4	186	15.4	5	0.4	394	32.6	1,207	100	増減	△86		0		△3		80		0		9		0		現在の数値に修正												
区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計																																																																																																																																																																				
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																																																																																																			
現在 (令和7年)	411	36.5	2	0.2	56	5.0	100	8.9	—	—	556	49.4	1,125	100																																																																																																																																																																			
目標 (令和17年)	254	25.3	2	0.2	60	6.0	120	11.9	—	—	569	56.6	1,005	100																																																																																																																																																																			
増減	△157		—		4		20		—	—	13		△120																																																																																																																																																																				
区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計																																																																																																																																																																				
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率																																																																																																																																																																			
現在 (平成25年)	605	50.1	2	0.2	104	8.6	106	8.8	5	0.4	385	31.9	1,207	100																																																																																																																																																																			
目標 (平成35年)	519	43.0	2	0.2	101	8.4	186	15.4	5	0.4	394	32.6	1,207	100																																																																																																																																																																			
増減	△86		0		△3		80		0		9		0																																																																																																																																																																				
<p>(注) 1 工場用地は、その他に含む。</p> <p>2 現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（令和7年8月現在）</p> <p>3 農用地の目標の数値は、開発構想120ha、行政案件0.1ha、個別案件37ha（年3.7haと想定）の計157.1haの減少とした。</p> <p>4 計の減少は、開発構想に伴う市街化区域編入による。</p>																				字句の追加																																																																																																																																																													
<p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある現況農用地411haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約293haについて、農用地区域を設定する。</p>										<p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある現況農用地605haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約410haについて、農用地区域を設定する。</p>																		現在の数値に修正																																																																																																																																																					
<p>(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名</th> <th rowspan="2">位置 (集落名等)</th> <th colspan="3">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>農用地</th> <th>森林その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面 積			備 考	農用地	森林その他	計	該当なし		ha	ha	ha		<p>(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名</th> <th rowspan="2">位置 (集落名等)</th> <th colspan="3">面 積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>農用地</th> <th>森林その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																			地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面 積			備 考	農用地	森林その他	計	該当なし		ha	ha	ha																																																																																																																								
地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面 積			備 考																																																																																																																																																																												
		農用地	森林その他	計																																																																																																																																																																													
該当なし		ha	ha	ha																																																																																																																																																																													
地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面 積			備 考																																																																																																																																																																												
		農用地	森林その他	計																																																																																																																																																																													
該当なし		ha	ha	ha																																																																																																																																																																													
<p>a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的農用地）</p> <p>b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <p>ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。</p>										<p>a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的農用地）</p> <p>b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <p>ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。</p>																			字句の修正																																																																																																																																																				

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>(a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha未満の農用地</p> <p>該当集落数 4地区 該当農用地面積 約 <u>36.7</u>ha</p> <p>A地区－名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区) <u>9.8</u>ha</p> <p>B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区) 約<u>22.5</u>ha</p> <p>C地区－大田新田地区 約 <u>3.3</u>ha</p> <p>D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区) 約 <u>1.1</u>ha</p> <p>(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 <u>26.2</u>ha</p> <p>(c) その他の農用地（中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地） 約 <u>55.1</u>ha</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、<u>又</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、<u>又</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。</p> <p>(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 山林、原野等については上記(ア) (イ) (ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。</p> <p><u>(オ) 地域計画に関連する土地についての農用地区域の設定方針</u> <u>地域計画の達成及び地域の特性に即した農業の振興に必要な土地について、農用地区域を設定する。</u></p>	<p>(a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha未満の農用地</p> <p>該当集落数 4地区 該当農用地面積 約 <u>16.3</u>ha</p> <p>A地区－名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区) <u>0</u>ha</p> <p>B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区) 約<u>11.2</u>ha</p> <p>C地区－大田新田地区 約 <u>4.8</u>ha</p> <p>D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区) 約 <u>0.3</u>ha</p> <p>(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 <u>26.8</u>ha</p> <p>(c) その他の農用地（中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地） 約 <u>151.9</u>ha</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、<u>また</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、<u>また</u>は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。</p> <p>(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 山林、原野等については上記(ア) (イ) (ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。</p>	現在の数値に修正
		現在の数値に修正
		現在の数値に修正
		字句の修正
		字句の修正
		字句の追加

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>(イ) 集落介在地</p> <p>住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（<u>おおむね 30a</u>）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。</p> <p>また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。</p> <p>さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地<u>又は</u>、工事完了後 20 年以上経過した土地。</p> <p>※ <u>平均的整備規模の考え方の基準となる面積 30a 以下について</u></p> <p><u>基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30a としている。このため 30a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。</u></p>	<p>(イ) 集落介在地</p> <p>住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（<u>概ね 3,000 m²</u>）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。</p> <p>また、除外による関係農家の農業経営上の支障がなく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。</p> <p>さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地<u>または</u>、工事完了後 20 年以上経過した土地。</p>	字句の修正
<p>(ウ) 個別案件の土地</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 <u>6</u> 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。</p>	<p>(ウ) 個別案件の土地</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 <u>5</u> 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかな計画がある場合は検討するものとする。</p>	字句の修正
<p>(3) 農業上の土地利用の方向</p> <p>ア 農用地等利用の方針</p> <p>農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。</p> <p>新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稻作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。</p> <p>平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田<u>収益力強化</u>ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、<u>フキ</u>、トマト、<u>ナス</u>、洋ラン等の施設園芸、<u>タマネギ</u>などの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。</p> <p>丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。</p>	<p>(3) 農業上の土地利用の方向</p> <p>ア 農用地等利用の方針</p> <p>農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。</p> <p>新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稻作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。</p> <p>平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田<u>フル活用</u>ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、<u>ふき</u>、トマト、<u>なす</u>、洋ラン等の施設園芸、<u>たまねぎ</u>などの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。</p> <p>丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。</p>	字句の修正

変更案						変更前（現在）						変更理由
												単位：ha
区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	単位：ha
A 荒尾地区	145	—	—	1	146	A 荒尾地区	166	—	—	1	167	現在の数値に修正
B 加木屋地区	78	—	—	0	78	B 加木屋地区	84	—	—	0	84	
C 大田新田地区	55	—	—	1	56	C 大田新田地区	88	—	—	1	89	
D 養父高地区	105	—	—	0	105	D 養父高地区	115	—	—	0	115	
E 養父新田地区	22	—	—	0	22	E 養父新田地区	23	—	—	0	23	
計	405	—	—	2	407	計	476	—	—	2	478	

(注) 道水路等を含む。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

- a (都) 荒尾大府線以北の農用地約64haはほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畠地が点在している。奥山川付近の約10haの農地は農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。
- b 渡内川と富田川に挟まれた約11haの水田及び知多半島道路以東にも約3haの農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畠地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

なお、(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺において、(仮称)(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺地区開発事業により、広域交通体系の利便性を活かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用の推進を図る構想があるが、事業の実施にあたっては農業的農地利用と都市的農地利用の十分な調整を行うこととする。

(注) 道水路等を含む。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

- a (都) 荒尾大府線以北の農用地約93haはほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畠地が点在している。奥山川沿いの約9haの水田及び北端部の約36haは農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。
- b 渡内川と富田川に挟まれた約11haの水田及び知多半島道路以東にも約3haの農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畠地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

現在の数値に修正
字句の修正

字句の追加

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>(イ) B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）</p> <p>a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南には、約26haの農業生産基盤整備事業済の農地があり、上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</p> <p>b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約43haの農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されており、一部の約17haの農地について、令和8年度に完了予定である農業生産基盤整備事業が進められている。（都）名古屋半田線以西で（都）瀬戸大府東海線及び（都）東海知多線沿いの約33haの農地については、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。今後も利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</p> <p>(ウ) C地区－大田新田地区</p> <p>一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約58haの農用地は既に農業生産基盤整備事業が完了している。今後も畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。</p> <p>なお、太田川駅北西部において、（仮称）川北地区（太田川駅北西部）開発事業により工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成をする構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</p>	<p>(イ) B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）</p> <p>a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南の丘陵部に展開する約8haの大半は樹園地である。上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</p> <p>b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約41haの農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されている。（都）名古屋半田線以西で（都）瀬戸大府東海線及び（都）東海知多線沿の約26haについては、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。</p> <p>また、大田川と（都）名古屋半田線以西の丘陵部約9haは大半が樹園地であるが、今後も果樹園を中心に農地としての利用を進める。</p> <p>(ウ) C地区－大田新田地区</p> <p>一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約88haの農用地は既に農業生産基盤整備事業済である。今後も畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。</p> <p>なお、（都）西知多道路の南東側、（都）瀬戸大府東海線の北側及び（都）大田朝倉線の西側の大田町、横須賀町、高横須賀町において、（仮称）東海太田川駅西新田地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>現在の数値に修正</p> <p>現在の数値に修正</p> <p>字句の修正</p> <p>現在の数値に修正</p> <p>字句の修正</p> <p>現在の数値に修正</p> <p>字句の修正</p>

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>(エ) D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）</p> <p>既に約<u>135</u>haの農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</p> <p>なお、<u>(都) 養父森岡線</u>沿いの<u>(仮称) 養父高地区（高横須賀町南部）開発事業</u>があり、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</p>	<p>(エ) D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）</p> <p>既に約<u>97</u>haの農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。</p> <p>なお、<u>(都) 養父森岡線の北東側、名鉄河和線の南西側の養父町、高横須賀町、中ノ池において、(仮称) 東海高横須賀南部土地区画整理事業により住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備を進める構想、また、(都) 養父森岡線の南側、横須賀新川沿いの養父町、高横須賀町、加木屋町において、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</u></p>	現在の数値に修正 字句の修正
<p>(オ) E地区－養父新田地区</p> <p>既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。</p> <p>なお、<u>(都) 大田朝倉線</u>沿いの<u>(仮称) 養父新田地区（養父町西部）開発事業</u>により、<u>工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成</u>をする構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。</p>	<p>(オ) E地区－養父新田地区</p> <p>既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。</p>	字句の追加
<p>ウ 特別な用途区分の構想</p> <p>該当なし</p>	<p>ウ 特別な用途区分の構想</p> <p>該当なし</p>	
<p>2 農用地利用計画</p> <p>別記のとおりとする。(詳細は付図8号のとおり)</p>	<p>2 農用地利用計画</p> <p>別記のとおりとする。(詳細は付図8号のとおり)</p>	

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変更案	変更前（現在）	変更理由														
<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畠地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畠地が分布している。農用地の整備状況は、<u>令和6年現在496.4haの農業生産基盤整備事業が完了している</u>。一方、丘陵部の整備率は低く樹園地等集団的に利用されているものの、農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。</p> <p>ア A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）</p> <p>丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地では露地野菜が盛んであり、一部の地区では農業生産基盤整備事業が完了している。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畠地の有効利用を図る。</p> <p>イ B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）</p> <p>平坦部の農業生産基盤整備事業は完了しており、現在、丘陵部で実施中の農業生産基盤整備事業がある。引き続き整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。</p> <p>ウ C地区－大田新田地区</p> <p>当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。</p> <p>エ D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）</p> <p>当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。また、他地区的花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。</p> <p>オ E地区－養父新田地区</p> <p>当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画</p>	<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畠地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畠地が分布している。農用地の整備状況は、<u>平成25年現在496.4haが農業生産基盤整備事業完了である</u>。一方、丘陵部の整備率は低く樹園地等集団的に利用されているものの農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。</p> <p>ア A地区－名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）</p> <p>丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地には露地野菜、農業生産基盤整備事業の完了した地区では施設ふきが盛んである。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畠地の有効利用を図る。</p> <p>イ B地区－富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）</p> <p>平坦部の農業生産基盤整備事業が完了しているが、丘陵部ではまだ未整備の農用地が多い。今後は、未整備区域の農用地について、農道整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。</p> <p>ウ C地区－大田新田地区</p> <p>当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。</p> <p>エ D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）</p> <p>当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。また、他地区的花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。</p> <p>オ E地区－養父新田地区</p> <p>当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画</p> <p><u>該当なし</u></p>	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 新規														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>地 区</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>区画整理</td> <td>B 木田北部</td> <td>16.9ha</td> <td>1</td> <td>平成29年度～ 令和8年度</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	地 区	面 積	ほ場整備事業	区画整理	B 木田北部	16.9ha	1	平成29年度～ 令和8年度		
事業の種類			事業の概要	受益の範囲			対図番号	備考								
	地 区	面 積														
ほ場整備事業	区画整理	B 木田北部	16.9ha	1	平成29年度～ 令和8年度											

変更案	変更前（現在）	変更理由
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	
4 他事業との関連 該当なし	4 他事業との関連 該当なし	

第3 農用地等の保全計画

変更案	変更前（現在）	変更理由																																		
<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>　　担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加していることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努め、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。</p> <p>　　また、ため池改修等の事業を継続して実施し、治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。</p>	<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>　　担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加することが懸念されることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努めるとともに、農業協同組合等との連絡を密にして農作業の受委託を推進することなどにより、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。</p> <p>　　また、ため池改修等の事業を実施して治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。</p>	字句の修正																																		
<p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ダム事業 (愛敬池)</td> <td>ため池工 1ヶ所</td> <td>D</td> <td>1.1</td> <td>2</td> <td>令和5年度～ 令和8年度</td> </tr> <tr> <td>老朽ため池等整備 (奥山池)</td> <td>ため池工 1ヶ所</td> <td>A</td> <td>4.0</td> <td>3</td> <td>令和6年度～ 令和9年度</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	受益地区	受益面積	防災ダム事業 (愛敬池)	ため池工 1ヶ所	D	1.1	2	令和5年度～ 令和8年度	老朽ため池等整備 (奥山池)	ため池工 1ヶ所	A	4.0	3	令和6年度～ 令和9年度	<p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災対策農業水利施設整備</td> <td>耐震工事</td> <td>D</td> <td>3.1</td> <td>1</td> <td>東浦支線</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	受益地区	受益面積	震災対策農業水利施設整備	耐震工事	D	3.1	1	東浦支線	完了
事業の種類			事業の概要	受益の範囲			対図番号	備考																												
	受益地区	受益面積																																		
防災ダム事業 (愛敬池)	ため池工 1ヶ所	D	1.1	2	令和5年度～ 令和8年度																															
老朽ため池等整備 (奥山池)	ため池工 1ヶ所	A	4.0	3	令和6年度～ 令和9年度																															
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考																															
		受益地区	受益面積																																	
震災対策農業水利施設整備	耐震工事	D	3.1	1	東浦支線																															
<p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>　　農家に対して遊休農地の発生防止や農用地等の管理の適正化を啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。</p> <p>　　また、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、地域計画における目標地図を活用し、担い手である認定農業者等に農地が集積されるよう努める。</p> <p>　　さらに、遊休農地になっている所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作再開ができない場合は、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。</p> <p>　　貸し農園については、市民農園を4か所開設しているが、より多くの農家の方が開設できるよう推進するとともに体験型農業、イベントの開催を通じ、農業の魅力を発信する。</p>	<p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>　　農家に対して遊休農地の発生防止や農用地等の管理の適正化を啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。</p> <p>　　また、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農業生産組織の再編を促進して集団化・連担化した条件で担い手である認定農業者等に農地が集積されるよう努める。</p> <p>　　さらに、耕作放棄地になっている所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作再開ができない場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。</p> <p>　　貸し農園については、加木屋向山地区に市民農園を1か所開設しているが、農家の方が自身が開設できるよう、特定農地貸付法に基づいた規定等の整備を行っていく。</p>	字句の修正																																		

変更案	変更前（現在）	変更理由
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p><u>本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営体を育成するとともに、既に水準に達している農業経営体についても更なる経営強化を推進していく。</u></p> <p><u>具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。</u></p> <p><u>また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。</u></p>	<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p><u>生産組織は、効率的かつ安定的な農業経営を形成する上で重要な位置付けを占めると同時に農業生産法人等の組織経営体への経営母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制の整備されたものについては企業的経営へと誘導する。</u></p> <p><u>また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しながら、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体として発展に結びつくよう農業経営者のみならず、サラリーマン農家、地域住民等にも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の諸施策に基づく農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。</u></p> <p><u>農業経営の目標は、家族経営体においては1戸当たり年間農業所得800万円程度、企業的経営体については1戸当たり年間農業所得1,400万円程度、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり）1,800時間程度の水準を実現できるものとする。</u></p> <p><u>本市の新規就農の状況を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るため、一人当たりの年間農業所得250万円程度、年間労働時間2,000時間程度を目標とする。</u></p>	字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由																
<p>効率的かつ安定的な農業経営の<u>年間農業所得</u>及び<u>年間労働時間目標</u></p> <table border="1"> <tr> <td>年間農業所得</td><td>1人当たりの年間労働時間</td></tr> <tr> <td> <u>効率的かつ安定的な農業経営の目標</u> ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 <u>※基幹経営体</u> 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者生涯所得（約1億9千万円）</u> <u>÷45年（20歳から64歳）≈400万円</u> </td><td><u>おおむね1,800時間</u></td></tr> </table>	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間	<u>効率的かつ安定的な農業経営の目標</u> ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 <u>※基幹経営体</u> 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者生涯所得（約1億9千万円）</u> <u>÷45年（20歳から64歳）≈400万円</u>	<u>おおむね1,800時間</u>	<p>効率的かつ安定的な農業経営の所得<u>目標</u>及び労働時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1戸当たり年間農業所得</th><th>1人当たり年間労働時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族経営体</td><td>800万円</td><td>1,800時間</td></tr> <tr> <td>企業的経営体</td><td>1,400万円</td><td>1,800時間</td></tr> <tr> <td>新たに農業経営を営もうとする青年等</td><td>250万円</td><td>2,000時間</td></tr> </tbody> </table>	区分	1戸当たり年間農業所得	1人当たり年間労働時間	家族経営体	800万円	1,800時間	企業的経営体	1,400万円	1,800時間	新たに農業経営を営もうとする青年等	250万円	2,000時間	字句の修正
年間農業所得	1人当たりの年間労働時間																	
<u>効率的かつ安定的な農業経営の目標</u> ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 <u>※基幹経営体</u> 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者生涯所得（約1億9千万円）</u> <u>÷45年（20歳から64歳）≈400万円</u>	<u>おおむね1,800時間</u>																	
区分	1戸当たり年間農業所得	1人当たり年間労働時間																
家族経営体	800万円	1,800時間																
企業的経営体	1,400万円	1,800時間																
新たに農業経営を営もうとする青年等	250万円	2,000時間																
<p>新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標</p> <table border="1"> <tr> <td>・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余）÷5年間≈250万円</u> </td><td><u>おおむね2,000時間</u></td></tr> </table>	・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余）÷5年間≈250万円</u>	<u>おおむね2,000時間</u>																
・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 <u>※目標設定の考え方</u> <u>賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。</u> <u>他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余）÷5年間≈250万円</u>	<u>おおむね2,000時間</u>																	

変更案						変更前（現在）						変更理由
	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積		営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積	
家 族 経 営	水田作	水田 25ha	水稻	戸1	ha 25	家 族 経 営	水田作	水稻 10ha 作業受託 15ha	水稻 飼料用米	戸1	ha 10	現在の数値に修正 字句の修正
	露地野菜	畠 5ha	タマネギ レタス その他	二	二		露地野菜	畠 5ha	たまねぎ カリフラワー キャベツ レタス、その他	戸41	ha 5	
	施設フキ	畠 0.7ha	フキ	24	16.8		施設ふき	施設 0.7ha	ふき	戸44	二	
	施設トマト専作	畠 0.5ha	トマト	5	2.5		施設トマト専作	施設 0.5ha	トマト	戸7	二	
	ナス専作	畠 0.5ha	ナス	9	4.5		なす専作	施設 0.5ha	なす	戸7	二	
	施設花き	畠 0.45ha	カーネーション	1	0.45		施設	0.45ha	カーネーション	戸1	二	
		畠 0.4ha	洋切花	5	2		施設	0.4ha	洋切花	戸1	二	
		畠 0.4ha	洋ラン	16	6.4		施設	0.4ha	洋ラン	戸27	二	
		畠 0.4ha	観葉植物	2	0.8		施設	0.4ha	観葉植物	戸1	二	
	果樹ミカン専作	畠 1.2ha	ハウスミカン 露地ミカン	8	9.6		果樹みかん専作	施設 0.5ha 露地 0.7ha	みかん	戸9	二	
	果樹ブドウ専作	畠 1.2ha	露地 簡易被覆	8	9.6		果樹ぶどう専作	露地 0.8ha 簡易被覆 0.4ha	ぶどう	戸20	二	
	果樹ナシ専作	畠 1.5ha	幸水、豊水、新高、 その他	5	7.5		果樹なし専作	なし 1.5ha	幸水、豊水 新高、その他	戸2	二	
	果樹イチジク専作	畠 0.6ha	ハウスイチジク 露地イチジク	9	5.4		果樹いちじく専作	施設 0.4ha 露地 0.2ha	いちじく	戸15	二	
	酪農	乳牛 60頭 飼料畠 2ha		二	—		酪農	乳牛 60頭 飼料畠 2ha		戸1	—	
	採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		二	—		採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		戸1	—	
する 青年等の 農業経営を 営もうと する 農業経営の 目標	果樹イチジク 主体経営	畠 0.5ha	イチジク タマネギ	二	二	法人 経営	露地野菜	畠 8ha	レタス たまねぎ、その他	戸1	ha 4	字句の修正
							施設ふき	施設 1ha	ふき	戸1	ha 0.5	
							施設花き	施設 0.8ha	カーネーション他	戸1	二	
							施設	0.7ha	洋ラン	戸1	二	
							施設	0.7ha	観葉植物	戸1	二	
							果樹ぶどう専作	露地 1.2ha 簡易被覆 0.6ha	ぶどう	戸1	二	

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年4月）

東海市環境経済部農務課資料

出典：平成26年農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（東海市）

東海市環境経済部農務課資料

変更案	変更前（現在）	変更理由																												
<p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p><u>農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（地域計画の目標地図に位置付けられる者）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画（目標地図含む）を活用していく。</u></p> <p><u>なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、地域計画の目標達成に支障が生じないように、十分配慮するものとする。</u></p>	<p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p><u>大都市近郊の地理的条件及び他産業への就業条件に恵まれ、兼業化が進んでいる。</u></p> <p><u>近年の土地利用型の農業経営においては、農用地の利用集積と高性能な農業機械による作業が不可欠であるが、都市化、混住化等がさらに進展し農業後継者不足、農業労働力の高齢化、脆弱化にともない遊休農地が増加していく等の懸念があり、農業を行う環境がさらに悪化していくものと考えられる。このような状況の中で意欲の高い農業者が安心して農業を営むことができるよう、優良な農地を確保し有効利用を図ることが必要である。</u></p> <p><u>また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する農家の理解を深め、地域の農業委員や農業協同組合の協力を得て、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等による利用権設定を積極的に推進し、農地の流動化、利用集積を進め農地の有効利用を図る。そして、野菜・果樹・花き等の意欲の高い農業者の多い部門については、積極的に施設化、団地化を図り、生産性の向上、所得の向上を目指していく。</u></p> <p><u>さらに、名古屋市に隣接した都市近郊の利便性を生かした農業経営を図るため、6次産業化の取り組みを推進する。</u></p> <p style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">\</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">農用地等 の流動化 ha</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">農作業の 受委託 ha</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">農作業の 共同化 組織、戸</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">耕 地 利 用 率 %</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">裏作導入 ha</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">現 在 (平成 23 年)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 5</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">二</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">平成 28 年</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 8</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">二</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">平成 33 年</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 8</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6 0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">二</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody></table> </p> <p style="text-align: center; margin-top: 2px;">出典：東海市環境経済部農務課資料</p>	\	農用地等 の流動化 ha	農作業の 受委託 ha	農作業の 共同化 組織、戸	耕 地 利 用 率 %	裏作導入 ha	備 考	現 在 (平成 23 年)	2 5	6 0	2	二	0		平成 28 年	2 8	6 0	2	二	0		平成 33 年	2 8	6 0	2	二	0		<p>字句の修正</p> <p>表の削除</p>
\	農用地等 の流動化 ha	農作業の 受委託 ha	農作業の 共同化 組織、戸	耕 地 利 用 率 %	裏作導入 ha	備 考																								
現 在 (平成 23 年)	2 5	6 0	2	二	0																									
平成 28 年	2 8	6 0	2	二	0																									
平成 33 年	2 8	6 0	2	二	0																									

変更案	変更前（現在）	変更理由																								
<p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業生産組織の活動促進対策</p> <p><u>農業経営の改善と規模拡大による発展を目指すため、認定農業者や意欲ある農業者に対して、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合などが持つ情報を共有し、農地の出し手と受け手を効率よく結びつける体制を整備する。</u></p> <p><u>農地の流動化においては、先進的な農用地利用改善団体の例を参考に、全市的に集団化・連担化を推進し、担い手に農用地が集積されるよう努める。特に、水田農業が主体の地域においては、経営体の育成や農用地利用集積が遅れている集落を対象に、地域の話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立を目指す。その際、地域の事情に即した経営体の育成及び農用地利用集積の方向性が具体化されていくよう推進する。</u></p> <p><u>担い手不足が見込まれる地域では、農業協同組合や農業協同組合の出資法人、集落営農組織による農作業受委託組織を担い手として位置づけ、強化を図るとともに、愛知県知多農林水産事務所内の農起業支援センターを中心に、農家子弟、Uターン者、定年帰農者、新規参入者を含めた多様な担い手の就農を促進し、地域農業の維持発展を図る。</u></p> <p><u>集落営農組織の設立に関しては、地域の実情に応じた農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度を活用した法人化・組織化を目指す。</u></p>	<p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業生産組織の活動促進対策</p> <p><u>兼業化や高齢化による担い手の脆弱化が進んでいる地域においては、集落が全体として営農に取り組む集落営農などの体制づくりを進める。</u></p> <p><u>担い手や集落営農組織による土地利用型農業の振興に当たっては、集落組織の活動を促進し、集落機能の活用を図り、農業関係者の合意を図ることが前提となる。</u></p> <p><u>そのため、集落、東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合など関係機関が一体となった地域営農システムを確立する。その取組によって、遊休農地の再生、農用地の集団化等の振興を図り、生産性の高い農業経営の育成を図る。さらには、耕種農家と畜産農家の連携等により環境への負荷の少ない持続性の高い農業の展開を図る。</u></p> <p><u>また、農業経営の規模拡大及び農用地等の有効利用を進めるべく、より計画的・効率的な農業生産と土地利用をめざす場合、地域の農業生産と農用地の利活用に対する多面的な調整が必要となる。このような調整組織として地域農業集団（以下「集団」という。）を位置づける。集団は地域農業の総合的な調整を行うことから、担い手等農家、兼業農家等を幅広く包摂した地域組織であることが必要とされている。そして地域農業の振興を計画的に実践する中で農家それぞれの役割の認識と共同意識の醸成を図る。</u></p> <p><u>さらに、集団の育成と活動効果は相関関係にあることから具体的な活動の中で集団組織の育成を進める。</u></p>	字句の修正																								
<p>(2) 認定農業者の育成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定農業者</th> <th>既に効率的・安定的な経営体</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状 (令和7年)</td> <td>27 (2)</td> <td>66 (1)</td> <td>93 (3)</td> </tr> <tr> <td>目標 (令和17年)</td> <td>93 (3)</td> <td>—</td> <td>93 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 農業生産法人</p>		認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計	現状 (令和7年)	27 (2)	66 (1)	93 (3)	目標 (令和17年)	93 (3)	—	93 (3)	<p>(2) 認定農業者の育成目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定農業者</th> <th>既に効率的・安定的な経営体</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td>34 (2)</td> <td>16</td> <td>50 (2)</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>50 (3)</td> <td>—</td> <td>50 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 農業生産法人</p>		認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計	現状	34 (2)	16	50 (2)	目標	50 (3)	—	50 (3)	現在の数値に修正 字句の追加
	認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計																							
現状 (令和7年)	27 (2)	66 (1)	93 (3)																							
目標 (令和17年)	93 (3)	—	93 (3)																							
	認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計																							
現状	34 (2)	16	50 (2)																							
目標	50 (3)	—	50 (3)																							
<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>	<p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>該当なし</p>																									

第5 農業近代化施設の整備計画

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。</p> <p>今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に対抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図り、優良農作物の生産と市場性を高める。</p> <p>(米)</p> <p><u>水稻については、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める。主食用米の需給状況に応じて、新規需要米、特に飼料用米の取り組みを推進する必要がある。</u></p> <p><u>また、経営の合理化を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。</u></p> <p><u>異常気象が頻発する現代においては、品種改良や栽培技術の向上が不可欠であり、例えば、最近開発された新品種「愛知135号」は、猛暑にも耐えうる高品質なお米であり、今後の供給安定化に大きく貢献すると考えられる。</u></p> <p>(野菜)</p> <p><u>野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進するとともに、出荷管理に必要な情報システム及び予冷・保冷貯蔵施設等を備えた集出荷貯蔵施設の維持を図る。</u></p> <p>野菜については、本市の基幹作物であり、既に<u>タマネギ及びフキ</u>は産地としての地位を確立している。<u>フキ</u>については、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。</p> <p>また、特産物のカリフラワー、<u>キャベツ、レタス</u>及び施設野菜（<u>ナス</u>、トマト等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。</p>	<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。</p> <p>今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、<u>経営の受委託</u>、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に対抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図り、優良農作物の生産と市場性を高める。</p> <p>(米)</p> <p><u>近年、消費者の良質米志向が強くなるとともに、米の供給過剰傾向の中で米価の低下が続いているため、これらに対応した品質向上と低コスト稲作の推進が強く求められている。このため、優良品種の育成と高品質米の生産、並びに低コスト生産体制の確立に向け、農業団体と一体となって「あいち米」の評価を高める取組を進めるとともに、生産性の向上と体质強化を積極的に推進する。</u></p> <p><u>したがって、良食味品種の導入選定、乾燥調製の改善、高能率機械の導入、土づくり、農作業の受委託組織の育成等を中心として良質米の生産と農地の利用集積等による規模拡大など、生産性の向上に努める。</u></p> <p>(野菜)</p> <p><u>野菜生産は天候による作柄変動が大きい上、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴う担い手の減少、輸入野菜の増加等多くの課題を抱えている。</u></p> <p><u>このため、野菜の生産振興に当たっては、生産出荷用機械・施設の整備・近代化を促進するとともに、産地の濃密指導を通じ育成強化を図る。</u></p> <p>野菜については、本市の基幹作物であり、既に<u>たまねぎ、ふき</u>は産地としての地位を確立している。<u>ふき</u>については、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。</p> <p>また、特産物のカリフラワー及び施設野菜（<u>なす</u>、トマト等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。</p> <p>出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備するとともに、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。</p> <p>(果樹) <u>果樹は永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備など園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進めるとともに、栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。このため、非破壊選別機能を備えた集出荷貯蔵施設の導入を推進するとともに、選果データを活用した生産技術の改善を進め、糖度や酸度等の内部品質を重視した生産流通体制の確立を図る。</u></p> <p>また、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。</p> <p>さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。</p> <p>(花き) <u>花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成やＩＣＴを活用した総合環境制御の導入によって生産コストの低減を図るとともに、効率的な輸送方法や集出荷施設の整備を推進する。</u></p> <p><u>また、消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。</u></p>	<p>さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。</p> <p>出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備するとともに、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。</p> <p>(果樹) <u>国際化の進展や食料消費が多様化する中、食の安全性、食べやすさ、おいしさや多種な品目に対するニーズが高まっているため、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換、高品質栽培技術や優良品種の育成と効果的な導入、生産供給体制の確立、販売戦略の構築を積極的に推進する。</u></p> <p>また、<u>耕種農家と畜産農家を連携させた土づくりによる土壌改良と深耕、排水の整備による土壌の改善を進め、栽培技術、品質の向上に努めるとともに、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。</u></p> <p>さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。</p> <p>(花き) <u>近年の花きを巡る情勢は、需要の低迷、輸入切花の増加、原油価格の上昇などにより厳しい状況が続いている。一方、市場の大型化が進み、消費は多様化の傾向にあるなど、花きの流通及び販売情勢も変化してきている。</u></p> <p><u>消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、<u>畜産農家との連携による有機質確保とその施用による地力増強</u>、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。</u></p>	字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等の開催により消費の拡大に努める。</p> <p>さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレーなどリサイクル可能な資材の利用を図る。</p> <p>(畜産)</p>	<p><u>また、集出荷施設を利用した共販体制の確立により計画的な生産と販売を推進する。</u></p> <p>なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等を開催し消費の拡大に努める。</p> <p>さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレーなどリサイクル可能な資材の利用を図る。</p> <p>(畜産)</p>	字句の修正
<p>自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。</p> <p>さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を図る。</p>	<p><u>飼養規模や飼養管理方式(フリーストール(フリーバーン)・ミルキングパーラー方式、スタンチョン方式)に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。</u></p> <p>さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行うとともに、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく。</p>	字句の修正
<p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>本市の農家意向調査結果（令和6年度実施）において、『年齢』に関する質問では<u>9</u>割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が伺える。</p> <p>本市の特産品であるフキ・タマネギ・花き類・果樹類などを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応する高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、農業経営・就農支援センター、知多農起業支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。</p> <p>また、本市の農業の将来を担う幅広い人材確保のため、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進し、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地取得については農地バンクの活用、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。</p> <p>さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、知多農起業支援センターや農業協同組合など関係機関と連携してサポートを実施し、新規就農者が地域で孤立することがないよう必要な配慮を講じながら、確実な定着、経営発展ができるようにフォローアップを実施する。</p> <p>また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>該当なし</p>	<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>本市の農家意向調査結果（平成25年度実施）において、『年齢』に関する質問では<u>8</u>割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が伺える。</p> <p>本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たりこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。</p> <p>まず、本市に連する各協議会や農業協同組合等が相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進し、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。</p> <p>また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を一層活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めるとともに、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。</p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>該当なし</p>	字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>本市において農業を担う者の確保及び育成を図るにあたって、愛知県、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。</p> <p>(1) 本市は、新規就農希望者等の受入について、市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着するまでの相談対応等のサポートを行う。</p> <p>(2) 農業協同組合は、新規就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、農業を担う者からの各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う。</p> <p>(3) 愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。</p> <p>(4) 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。</p> <p>(5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者が孤立しない地域のコミュニティづくりを実施していく。</p>	<p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>本市は、担い手の育成・確保を推進するため、東海市農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（農起業支援センター）及び愛知県知多農林水産事務所農政課等の関係機関により構成した協議会を十分に機能させ、役割分担を明確にしたうえで、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。</p> <p>また、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取り組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。</p> <p>さらに、新規就農者を確保するために国・県・市などの支援策を活用して就農意欲の喚起と就農後の定着を目指す。</p>	字句の修正
4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変更案										変更前（現在）										変更理由	
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	<p>本市は名古屋市近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。</p>										<p>本市は名古屋市近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。</p>										現在の数値に修正
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	該当なし										該当なし										字句の修正
3 農業従事者就業促進施設	該当なし										該当なし										
4 森林の整備その他林業の振興との関連	該当なし										該当なし										

(注) 令和6年度「農業振興地域整備計画に関する意向調査」及び基礎調査資料「農業従事者の就業の動向及び見通し」より推計した。

(注) 平成25年度「東海市の農業振興のためのアンケート調査」及び基礎調査に関する基礎資料「農家戸数の動向及び見通し」より推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下ばいじん、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。</p> <p>本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>治水<u>については、洪水の調整機能を持つ田畠の宅地化や、それに伴うため池の埋め立てなどにより、雨水が短時間で河川に流れ込むようになり、土地の低い地域などでは、河川に排水しきれなかった水による浸水の被害が発生している。治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要がある。</u></p> <p>防災・減災については、南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨など、自然災害に対する危機感が高まっていることから、都市インフラの長寿命化・更新などのハード対策、災害情報の伝達や自主防災組織の強化などのソフト対策の両面から防災・減災力の向上に取り組むとともに、災害発生後の復旧・復興、速やかな社会経済活動の再開など、地域の強靭化を図ることが求められている。</p> <p>また、道路、橋りょうなどの道路施設の老朽化対策を進める必要がある。</p> <p>交通安全・道路について、都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）などの整備や、都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下ばいじん、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。</p> <p>本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>治水<u>面では、流域の開発等立地条件の変化に対処するため、排水ポンプ、排水路等の農業用施設等の新設または改修を行う。</u></p> <p>震災面では、想定される東海・東南海地震などの大地震で落橋させないために本市管理の橋梁補強を進め、県管理の橋梁については早期対策を要望していくとともに、水道施設をはじめとするライフラインが地震に耐えられるよう整備に努める。</p> <p>また、市民が集まる公共施設については計画的に耐震化を進め、耐震指数の低い木造住宅は耐震診断の実施を引き続き推進する。</p> <p>さらに、農業用ため池の決壊等を防止するため、堤体及び余水吐、取水口等の付帯施設の改修を進める。</p> <p>交通安全面では、正しい交通ルールとマナーを習慣づけるために交通安全教育や広報・啓発活動を行うとともに、カーブミラーなどの安全施設の充実を図る。</p>	字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>また、生活道路では、自動車と歩行者、自転車が同じ道路を使うため常に危険性があり、道路幅員の狭さから緊急車両が入れないなどの問題も生じていることから、狭い生活道路の拡幅整備を進め、移動しやすい道路環境をつくる必要がある。</p> <p>消防・救急・防犯については、体制の一層の強化や関係機関と連携した生活安全、交通安全の取り組みなど、安心して安全に日常生活を送ることができる環境づくりが求められている。</p>	<p>防犯面では、コミュニティ、防犯ボランティア団体などと連携した防犯活動を推進するとともに、夜間における歩行者、自転車利用者等の安全確保のため、防犯灯を設置し、維持管理及び整備拡充に努める。</p> <p>消防では、消防車両・資機材や消火栓・防火水槽などの消防水利の整備・充実と教育、訓練、研修などにより、消防職員・消防団員の資質向上を図るとともに、防火対象物への立入検査を実施し、火災予防に努める。</p> <p>また、高齢者宅などの防火診断や訓練指導、各種講習会などを通して、防火意識の高揚を図る。</p>	字句の修正
(2) 保健性	(2) 保健性	
<p>公共下水道の汚水整備は区域を拡大し進めているが、人口普及率は 86.9%（令和 4 年度）となっており、全国及び愛知県平均の 81.0%（令和 4 年度）と比べて高いが、更なる整備を進める必要がある。</p> <p>ごみについて、多くの方々の努力により、一人 1 日当たりのごみの排出量及び一人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は、順調に減少を続けていたが、令和 2 年度、国が示していた減量目標（目標：500 g 以下、実績：520 g）を達成することができなかつたことから、引き続き、更なる 3 きり運動（使いきり、食べきり、水きり）、資源化の促進などを啓発する必要がある。</p>	<p>本市と知多市は、両市の現ごみ焼却施設等（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）が耐用年数を迎える時期を見据え、平成 35 年度に両市による新しいごみ焼却施設等の完成を目指し、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図るため、統合事務を開始することとした。</p> <p>公共下水道については、計画的に整備するとともに、下水道に関する説明会の開催や助成制度などの啓発を通して、接続率を高める。</p> <p>また、普及率の向上に伴う浄化センターへの流入量の増大に対応するため、処理施設の改修、増設などを進め、河川の BOD、窒素、りんなどの測定を定期的に行い、水質の向上に努める。</p> <p>下水道整備計画に定めのない区域では、合併浄化槽の設置を支援する。</p> <p>さらに、既に整備が完了している管渠や処理場等下水施設については、適切な維持管理を図る。</p>	字句の削除
		字句の修正
		字句の追加

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p><u>健康・医療については、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、豊かな人生を送ることができるよう、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接種や健康診断などの取り組みの強化とあわせて、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の構築が求められている。</u></p> <p><u>また、健康づくりと疾病予防を目的とした「健康増進法」の考え方を踏まえた「東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例」や、「東海市トマトで健康づくり条例」に基づき、健康づくりに対する意識の向上や環境の整備を推進することで市民が健康的な生活を送り、健康づくりが促進されることが必要である。</u></p> <p><u>給水については、現在の水道事業において、給水収益が減少となる一方で、水道施設の老朽化が進行し、更新需要の高まりによって投資額は大きく増加することが見込まれており、経営環境は厳しくなることが予測されている。このことから、長期的視点を踏まえた戦略的な計画を立案し、市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任が求められている。</u></p>	<p><u>医療については、医師会などと連携を図って、市民の安心と健康を確保する。</u></p> <p><u>また、在宅当番医制を進め、深夜や休日の緊急時に安心して医療を受けることができるよう、一次救急医療体制を維持する。</u></p> <p><u>さらに、救急体制の強化のため、救急車両や資機材を計画的に整備し、専門的な知識・技術を持つ救急救命士を養成するとともに、訓練などにより救急隊員の資質向上に努め、救急現場に居合わせた人が心肺蘇生法、AEDの操作ができるよう、市民の救命知識と技術の向上を図る。</u></p> <p><u>病院については、質の高い医療を提供する地域完結型の中核病院を目指し、東海市民病院と知多市民病院を施設統合する公立西知多総合病院を、旧東海市民病院の敷地に、平成27年度開院に向けて建設を進めている。</u></p> <p><u>さらに、「21世紀の森づくり事業」を引き続き行い、環境保全林を設置し、工場からの降下煤塵、大気汚染などの公害を抑制し、健全な住環境及び安心安全な農作物の生産を図るとともに、周辺住民の森林景観を創出し、気象、土壤、生物の生息などを保全する。</u></p>	字句の修正
<p>(3) 利便性</p> <p><u>交通量の増加により道路網の整備が望まれているが、都市計画道路などが一部未整備で道路網が完成していないため、既存の道路に合流する箇所で渋滞が発生し、円滑な移動の妨げになっている。そのため、渋滞緩和など、道路利用者の利便性の向上を図るため、将来の交通量に適した道路整備による幹線道路網の構築を推進する必要がある。</u></p> <p><u>公共交通について、社会全体においては、持続可能な開発目標（SDGs）に取り組んでおり、実現に向けた17の目標は交通分野にも大きく関連する。本市は、令和4年に令和32年を目指して温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を掲げており、ゼロカーボンシティや持続可能な開発目標の実現のためには、温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関の利用促進に繋がる取り組みを進めるとともに、公共交通が利用しやすい環境を整える必要がある。</u></p>	<p>(3) 利便性</p> <p><u>道路では、（都）西知多道路（西知多産業道路）、（都）名古屋半田線、（都）養父森岡線などの都市と都市を結ぶ幹線道路を整備して渋滞をなくし、住宅地への通り抜け車両を防止するとともに、幹線道路を補完する補助幹線道路を整備し、移動を容易にするよう努める。</u></p> <p><u>また、生活道路の通過交通対策や地震・火災などの災害時に緊急車両が円滑に進入できるよう、狭い道路の拡幅整備を地域住民と協働して効率的に進める。</u></p> <p><u>さらに、公共施設、民間集客施設や鉄道駅周辺に駐車場や駐輪場を確保するとともに、公共駐車場や駐輪場の適切な管理運営を行い、利用者の利便性の向上を図る。</u></p>	字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>都市基盤の形成については、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、居住や経済活動の舞台として利便性が高く居心地の良い都市空間の形成や、適切な土地利用や道路・公園緑地などの都市施設の整備、地域公共交通の充実などが求められている。</p> <p>また、リニア中央新幹線の開業など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高める取り組みや各種インフラ・施設などの老朽化対策・更新などが求められている。</p> <p>買い物などの日常生活に不便な地区があり、公共交通の充実を図る必要がある。</p> <p>鉄道は、交通結節点における安全かつ円滑な交通の確保及び交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上が望まれている。</p> <p>路線バスは、本市と大府市の鉄道駅を結ぶ、東西の公共交通軸となっている。また、らんらんバス（循環バス）が市内を巡回し、高齢者等の日常的な移動手段や鉄道駅へのアクセス手段となっており、重要な役割を担っている。今後は鉄道や路線バス、タクシーなどと連携を図り、地域の地理的特性や利用者ニーズに合った公共交通の充実を図る必要がある。</p> <p>情報通信は、スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い、社会のデジタル化が急速に進展し、デジタル技術は市民生活に欠かせないものとなっている。行政においても、デジタル技術を活用してさまざまな手続のオンライン化や公共施設の使用料を含む公共料金のキャッシュレス決済の導入など、市民や事業者にとって利便性の高いサービスの提供が求められている。</p> <p>また、デジタル技術の活用や近年進められているオープンデータなどの公的な領域・資源を、民間主体で利活用できるようにする公民連携など、新たな手段・手法による効率的で効果的なまちづくりの推進が必要である。</p>	<p>路線バスでは、市内の主要な施設等を循環するバスネットワークの構築及び通勤通学等の移動手段を確保することにより、幅広い市民の生活交通の手段とし、高齢者や障害者が利用する主要な施設を効率的に結び、日常生活行動（通院、買い物、余暇活動等）を支える移動手段を確保することにより、高齢者等が一人で出かけることを可能とし、ひきこもり防止や社会参加を支援する。</p> <p>また、市民ニーズを踏まえながら、路線バスとの役割分担等に配慮しつつ、コミュニティバス（らんらんバス）等の路線網の再構築等を進め、バス交通の利便性の向上を図る。</p> <p>情報面では、様々な方法で分かりやすく情報を提供することや市に意見を伝えやすい環境を整備することで、情報の発信と収集が頻繁に行われ、市民同士がつながりを持つことができるよう、必要な情報が行き交うまちづくりを進める。</p> <p>また、市民が安心して情報発信できるよう職員を対象に研修などを実施し、個人情報の保護に関する知識や意識の向上を図り、個人情報の適正な管理と情報セキュリティ対策を徹底する。</p> <p>さらに、個人情報の取り扱いが正しく理解されるよう市民への啓発に努める。</p>	字句の追加
		字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p>(4) 快適性</p> <p>高齢者福祉については、核家族化、女性の社会進出、少子化などの社会環境の変化により、家族の介護が受けられない高齢者が増加する傾向にあり、加齢や障がいなどによる不自由さを抱えても、福祉行政サービスなどを享受することで、安心して暮らし続ける環境の整備が求められている。そのため、支援が必要な高齢者に対し、それぞれの状況やニーズに合った福祉サービスの充実を図る必要がある。</p> <p>子ども・子育てについては、全国的に30年以上も少子化が続くなか、各家庭が望んでいる家族を構成でき、一人ひとりの子どもの幸せを実現できるよう、健康・福祉・教育など、さまざまな分野が連携して、切れ目のない子育て支援を継続させることが求められている。</p> <p>また、乳幼児期から健全な成長を見守りながら、質の高い保育・児童教育サービスを提供するなど、安心して子育てがしやすい環境を整備することにより、多くの子育て世代に選ばれるまちづくりを推進することが望まれる。</p> <p>生涯学習については、市民一人ひとりが充実した日々を送り、生活の質を高められるよう、学びや文化芸術、スポーツなど、それぞれの趣味や志向、問題意識に応じた活動を行うことができる、多様な機会の提供や場の整備が求められている。</p> <p>学校教育・学習環境については、教育現場におけるデジタル化が進むなか、さまざまな変化への対応が求められる社会において、児童生徒一人ひとりが体験を通じて生きる力を育むことができる、時代に即した質の高い教育と快適な学習環境の整備が求められる。</p> <p>また、スクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを通じた不登校などの課題の解決、食育を通じた健やかな体づくりによる心身の成長の促進、</p>	<p>(4) 快適性</p> <p>高齢者への福祉では、高齢者が健康で安心して暮らすことができるよう、地域の支え合い活動の促進と人とふれあう機会づくりを支援する。高齢者自身が地域の活動に参加することで、心豊かな暮らしにつなげていく。</p> <p>また、介護に対する地域社会の理解を深めることや相談先などの情報を提供することで、家族介護者の負担軽減を図るなどの支援を行い、市民活動団体と連携して、認知症の情報提供や理解に対する普及・啓発を行う。</p> <p>児童福祉では、子どもが健やかに育つ支援サービスを充実させるとともに、多様な保育ニーズなどへの対応のために、保育園や支援センターなどの施設や機能を充実させる。</p> <p>また、乳幼児健診や育児相談などを通じて、子どもの成長発達について理解でき、健やかな成長を促す子育てができるよう支援し、子育てなどのストレスを軽減するため、悩みを相談でき、安心して子育てができるよう育児や子どもへの接し方を学ぶことができる体制などを充実させる。</p> <p>都市公園や緑地については、緑の骨格軸となる公園や緑地の整備、保全地区の指定などにより、良好な自然環境を保全するとともに、新たな緑を生み出していくための森づくりに関する事業などを展開する。</p> <p>また、季節の催しや市民参加によるイベントなどの開催により、魅力ある公園にする。河川改修などを行うときには、地域の状況を考慮して気軽に散策ができる水辺づくりを推進し、自然環境の豊かなため池については、保全に努める。</p> <p>生涯学習については、市民が自主的・主体的な学習活動によって、生きがいを持つことができるよう、様々な学習の機会や情報を提供し、講座・教室の内容を充実するとともに、活動支援のための指導者やボランティアを発掘し、育成することにより、資質の向上を図り、指導者間やボランティア間の連携に努める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の追加</p>

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p><u>家庭・地域・学校が互いに連携・協働した学校運営の改善などにより、未来を担う子ども達への育ちの支援が求められている。</u></p> <p><u>環境については、市民の日常的な快適性を高めるため、降下ばいじんの低減や環境美化など、環境保全の取り組みを一層推進することが求められている。</u></p> <p><u>また、地球規模での環境問題に向き合い、カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策や循環型社会の構築などに取り組むとともに、生物多様性などの環境保全の意識向上を図る環境学習を推進するなど、持続可能な地域づくりが求められている。</u></p> <p><u>市内の河川は、治水対策を重点に整備されてきたことにより、コンクリートブロックの護岸になり、川辺で遊んだり、水に親しむことが少なくなった。更に、宅地化によるため池の埋め立ては、小動物の生息地をなくし、市民が緑や自然環境に接する機会を減少させている。</u></p> <p><u>また、花と緑はまちの景観に彩を与え、市民生活に憩いとやすらぎをもたらすものであり、都市の快適な景観づくりに欠かせない公園や緑地は、人と自然がふれあう場と同時に災害時の避難場所にもなる。都市化、高齢化、余暇時間の増大などにより、市民の公園や緑地に対する関心は高まっており、市民の憩いの空間となるよう、花と緑につながれた魅力ある公園や緑地の整備を推進するとともに、だれもが安心して、安全に公園や緑地を利用できるよう公園施設の長寿命化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。</u></p> <p><u>地域社会については、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する諸問題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められている。</u></p> <p><u>また、生活様式や価値観の多様化、外国籍市民の増加など、地域社会の変化や特性に応じて、だれもが互いに多様性を尊重し合い、ともに支え合う地域社会づくりが求められている。</u></p> <p>(5) 文化性</p> <p><u>文化芸術・スポーツについては、市民が文化芸術にふれ、関わっていくことができるよう、質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供することで、心豊かな人材を育成する必要がある。</u></p>		字句の追加
		字句の修正

変更案	変更前（現在）	変更理由
<p><u>また、学校や事業者、各種団体などと連携を強化し、自ら身体を動かして行う「する」</u> <u>スポーツだけでなく、プロスポーツをはじめとした各種競技大会を観戦する「みる」ス</u> <u>ポーツ、監督・指導者や大会のスタッフ・ボランティア、また、ファンとして関わる「さ</u> <u>さえる」スポーツの視点により、市民のスポーツ活動を推進する必要がある。</u></p> <p><u>郷土の歴史や伝統文化については、普及のため関係団体などと協力し、市民の興味・</u> <u>関心を醸成することができるような機会を提供するとともに、伝統文化などの取り組み</u> <u>に対し、参加者が継続して活動できる環境を整備することが求められている。</u></p> <p><u>さらに、文化財などは保存するだけでなく、地域などとも連携しながら普及啓発を行</u> <u>い、次世代に大切に継承する環境を整える必要がある。</u></p>	<p>郷土の歴史や伝統文化<u>の継承と発信、文化財の保存と活用を図るとともに、市民の文</u> <u>化意識を高め、芸術文化活動を盛んにするため、芸術文化の創造拠点となる新文化施設</u> <u>(ユウナル東海) が平成 27 年にオープンする。</u></p> <p><u>スポーツ振興の中心となる総合型地域スポーツクラブなどの活動を充実させ、各種ス</u> <u>ポーツ教室・大会の開催やスポーツ情報を提供するなど、市民が気軽にスポーツに親し</u> <u>む機会をつくる。</u></p> <p><u>また、学校の部活動や地域のスポーツクラブなどで、競技スポーツを活発にするなど、</u> <u>全国や世界で活躍する選手を育成する。</u></p>	字句の追加 字句の修正 字句の追加 字句の削除
2 生活環境施設整備計画 該当なし	2 生活環境施設整備計画 該当なし	
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	
4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし	4 その他の施設の整備に係る事業との関連 該当なし	

第9 付 図

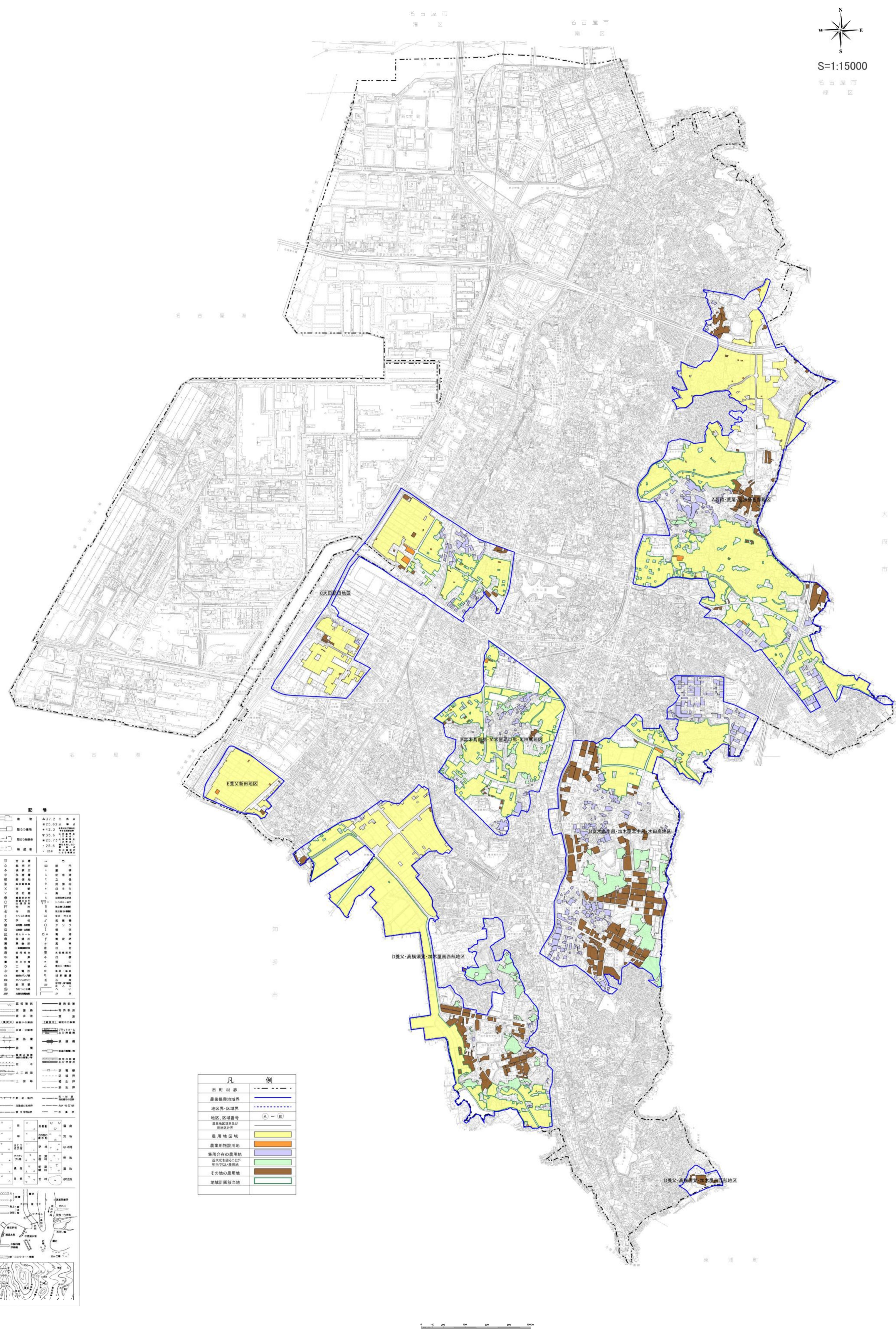
変更案	変更前（現在）	変更理由
別添	別添	
1 土地利用計画図（付図1号）	1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） <u>該当なし</u>	字句の修正
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	3 農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし	4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし	
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし	5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし	
6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし	6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし	
7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）	7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面（付図7号）	

別記 農用地利用計画

変更案		変更前（現在）		変更理由																																																
(1) 農用地区域		(1) 農用地区域		字句の追加																																																
<u>ア 現況農用地等に係る農用地区域</u> <p>下表の【区域の範囲】欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち【除外する土地】欄に掲げる土地及びこれらの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。</p> <p>(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)</p>		<p>下表の【区域の範囲】欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち【除外する土地】欄に掲げる土地及びこれらの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。</p> <p>(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区・ 区域番号</th> <th>区域の範囲</th> <th>除外する土地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 荒尾地区</td><td>名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>B 加木屋地区</td><td>富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>C 大田新田地区</td><td>北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>D 養父高地区</td><td>高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>E 養父新田地区</td><td>養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> </tbody> </table>		地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区・ 区域番号</th> <th>区域の範囲</th> <th>除外する土地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 荒尾地区</td><td>名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>B 加木屋地区</td><td>富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>C 大田新田地区</td><td>北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>D 養父高地区</td><td>高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> <tr> <td>E 養父新田地区</td><td>養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域</td><td>左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地</td><td></td></tr> </tbody> </table>		地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地		
地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考																																																	
A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考																																																	
A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地																																																		
<u>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域</u> <p><u>アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。</u></p>				字句の追加																																																

変更案	変更前（現在）	変更理由																																		
<p>(2) 用途区分</p> <p>下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区・区域番号</th><th>用途区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 荒尾地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">B 加木屋地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">C 大田新田地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">D 養父高地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">E 養父新田地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> </tbody> </table>	地区・区域番号	用途区分	A 荒尾地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	B 加木屋地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	C 大田新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	D 養父高地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	E 養父新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	<p>(2) 用途区域</p> <p>下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区・区域番号</th><th>用途区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 荒尾地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">B 加木屋地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">C 大田新田地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">D 養父高地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">E 養父新田地区</td><td>農地：付図8号に示す黄色の土地</td></tr> <tr><td>農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地</td></tr> </tbody> </table>	地区・区域番号	用途区分	A 荒尾地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	B 加木屋地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	C 大田新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	D 養父高地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	E 養父新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地	字句の修正
地区・区域番号	用途区分																																			
A 荒尾地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
B 加木屋地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
C 大田新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
D 養父高地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
E 養父新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
地区・区域番号	用途区分																																			
A 荒尾地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
B 加木屋地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
C 大田新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
D 養父高地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			
E 養父新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地																																			
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地																																			

付図7号 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面
東海市



地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
	昭和55年度
	昭和62年度
計画見直し年度	平成9年度
	平成18年度
	平成26年度
	令和7年度(予定)

東海農業振興地域整備計画 に関する基礎調査資料

(案)

令和7年3月

愛知県東海市

目 次

	ページ
第1 地域の概況 -----	1
1 人口及び産業経済の動向及び見通し -----	1
(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し-----	1
(2) 産業別生産額の動向及び見通し-----	1
2 地域の開発構想 -----	2
3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要 -----	5
4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況 -----	7
第2 農業生産の現況及び見通し -----	8
1 重点作目の概要 -----	8
2 農業生産の動向及び見通し-----	10
第3 土地利用の現況及び見通し -----	11
1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し -----	11
2 森林の混牧林地としての利用可能性 -----	11
第4 農業生産基盤の現況及び見通し -----	12
1 農地の整備率 -----	12
2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況 -----	12
農業生産基盤整備状況図（付図2号） 別添	
第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し -----	15
1 経営体数の動向及び見通し-----	15
2 耕地の拡張及びかい廃 -----	15
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況 -----	16
農用地等保全整備状況図（付図3号） 別添	
4 農用地利用集積の現況及び見通し-----	18
5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別 -----	19
6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向 -----	19
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積 -----	19

第6 農業近代化施設整備の現況及び見通し-----	20
農業近代化施設整備状況図（付図4号）別添	
第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し-----	21
1 新規就農者の動向及び見通し-----	21
2 農業就業者育成・確保施設の状況-----	21
農業就業者育成・確保施設整備状況図（付図5号）該当なし	
第8 就業機会の現況及び見通し-----	22
1 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別-----	22
2 農業従事者の就業の現況－他産業別-----	22
3 農村産業法等に基づく開発計画の概要-----	22
4 農業従事者に対する就業相談活動の現況-----	22
5 企業誘致及び企業誘致活動の現況-----	22
第9 農村生活環境の現況及び見通し-----	23
1 農村生活環境整備事業等の実施状況-----	23
農村生活環境整備状況図（付図6号）別添	
2 農村生活環境整備の問題点-----	23
第10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し-----	27
1 林業の概況-----	27
2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点-----	27
3 林業の振興に関する諸計画の概要-----	27
第11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況-----	27
1 協定制度の実施状況-----	27
2 交換分合-----	27
(1) 実施状況-----	27
(2) 今後の見通し-----	27

第12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等 -----	28
1 推進体制図 -----	28
2 市町村の財政状況 -----	29
3 その他参考となる事項 -----	29
〔参考〕 付図一覧-----	29

第1 地域の概況

1 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、%

\	総人口	うち農家人口	総世帯数	うち農家	産業別就業人口			
					総就業人口	第1次	うち農業	第2次
								第3次
平成24年	110,385 (100)	2,436 (2.2)	45,925 (100)	1,007 (2.2)	55,252 (100)	1,365 (2.5)	1,363 (2.5)	20,980 (38.0)
平成29年	114,170 (100)	1,933 (1.7)	49,403 (100)	1,004 (2.0)	57,637 (100)	1,262 (2.2)	1,258 (2.2)	21,531 (37.4)
令和4年 (現況)	113,931 (100)	1,597 (1.4)	51,397 (100)	798 (1.6)	56,042 (100)	1,184 (2.1)	1,176 (2.1)	20,953 (37.4)
令和14年 (見通し)	115,740 (100)	1,047 (0.9)	57,521 (100)	632 (1.1)	56,886 (100)	1,027 (1.8)	1,015 (1.8)	20,926 (36.8)
								34,933 (61.4)

(注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 () 内は構成比である。

3 資料：東海農林水産統計年報(第60次・第65次・第70次)

東海市の統計(令和5年度版)、令和5年版知多半島の統計

4 農家人口は、販売農家人口。第3次産業人口は、分類不能の産業を含む。

5 %は、四捨五入により合計が合致しない。(H24・H29)

6 見通し 総人口は、総合計画により推計した。

その他の項目は、過年度の変動率により推計した。

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

単位：百万円、%

\	産業別生産額			
	総生産額	第1次	うち農業	第2次
				第3次
平成24年度	814,598 (100.0)	1,845 (0.2)	1,843 (0.2)	433,467 (53.2)
平成29年度	747,690 (100.0)	1,955 (0.3)	1,936 (0.3)	362,993 (48.5)
令和4年度 (現況)	646,718 (100.0)	1,760 (0.3)	1,748 (0.3)	307,157 (47.5)
令和14年度 (見通し)	520,185 (100.0)	1,679 (0.3)	1,658 (0.3)	217,653 (41.8)
				300,853 (57.8)

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料：愛知県の市町村民経済計算統計表(2022年度)
[2011年度～2022年度 市町村内総生産(実数)]

3 生産額・%は、四捨五入により合計が合致しない。

4 見通しは、過年度の変動率により推計した。

2 地域の開発構想

東海市（以下『本市』という。）は、第7次東海市総合計画において、基本構想に将来都市像として「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」をテーマとした第6次東海市総合計画を継承し、「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」を掲げ、市民や地域、団体など多様な主体によって「つながり」の輪を広げ、市民一人ひとりの笑顔と希望があふれるまちを展望し、また、本市まちづくり基本条例に掲げたまちづくりの5つの基本理念（安心、快適、いきいき、ふれあい、活力）と、基本理念の実現に向けた政策の方向性を分かりやすく表現した東海市都市宣言について、整合性を図りながら将来都市像の実現に向けて、まちづくりを推進するとしている。

また、本市周辺では、（都）伊勢湾岸道路の整備により、東名阪自動車道や東海環状自動車道、そして豊田市と神奈川県海老名市とを結ぶ新東名高速道路にもつながった。

さらに、（都）伊勢湾岸道路の東海JCT（ジャンクション）から名古屋都心部を結ぶ（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）も開通し、東海JCTから中部国際空港の入り口である常滑JCT（仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）は、（都）伊勢湾岸道路などへのスムーズな接続のほか、知多地域の経済発展、まちづくりへの貢献、沿線の土地利用の進展や空港アクセスの充実につながるものとして、大きな期待が寄せられている。

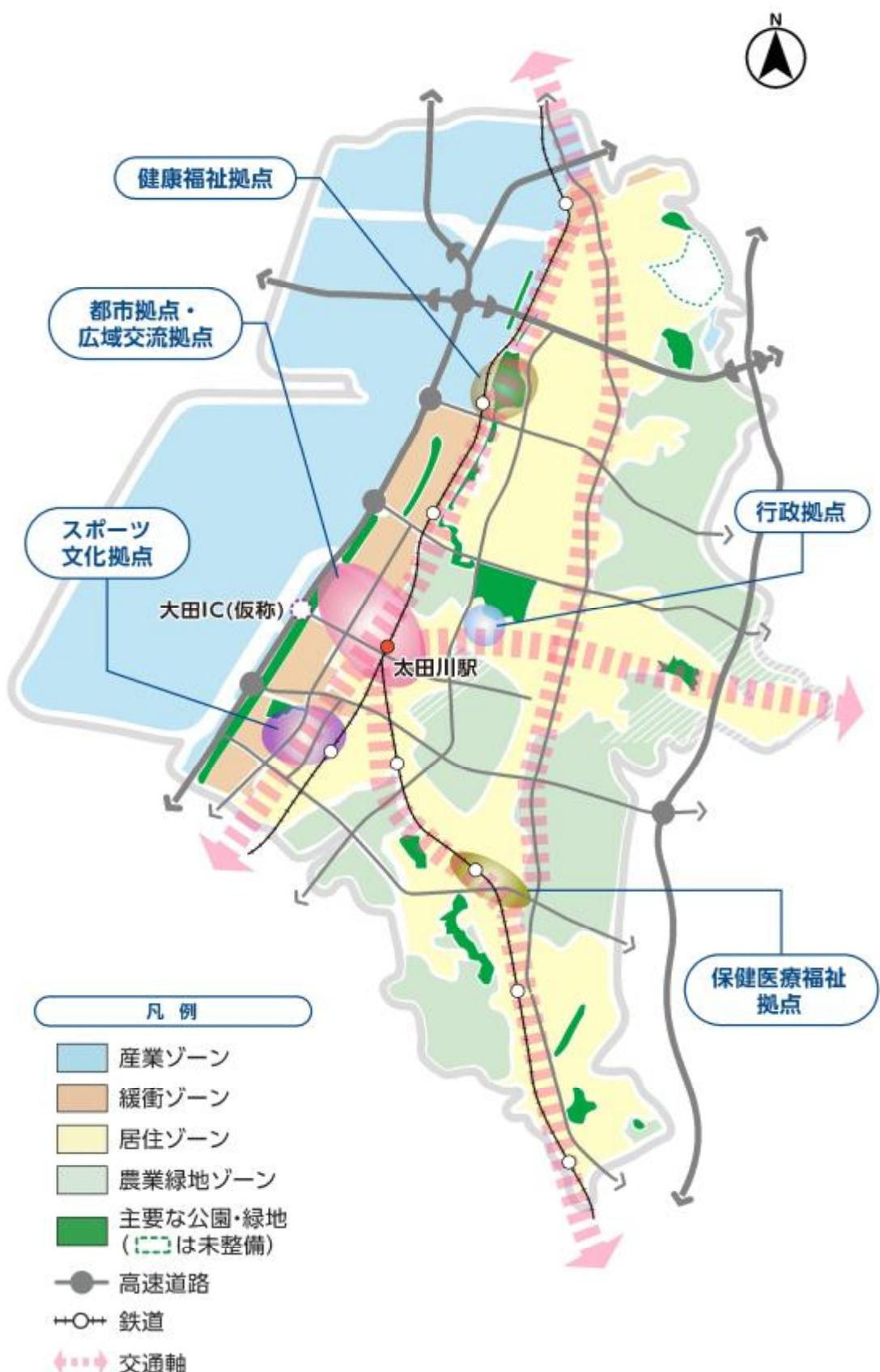
このような立地条件を活かして、都市基盤の整備や中心市街地の形成と産業振興を図り、自然との共生の下で、豊かで充実した市民生活を送ることができるまちづくりを進める。

なお、大田新田地区において、東海太田川駅西土地区画整理事業による住宅地、商業地、工業地、公共施設の整備が進められている。

また、川北地区（太田川駅北西部）、養父新田地区（養父町西部）、（都）伊勢湾岸道路大府IC周辺地区、養父高地区（高横須賀町南部）において、民間業者による宅地造成事業の構想があるため、住宅地、商業地、工業地の整備を進める。

事業実施にあたっては、農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行い開発を進める必要がある。

土地利用構想図



資料：東海市第7次総合計画

将来都市構造図



資料：東海市都市計画マスタープラン

3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計画等名	地域指定・計画策定等年度	指定地域等の範囲	内容
農業振興地域整備計画	地域指定 S47 計画策定 S49 計画変更 S55 S62・H9 H18・H26	東海市	農業を振興すべき農用地区域の設定と当該区域の農業的整備のための施策の計画的推進により、農業の健全な発展を図る。
野菜集団产地 ・野菜指定产地(たまねぎ)	S41 拡大S62 拡大H10	知多 (東海、大府、知多、常滑、知多郡)	
・〃(冬レタス)	H6	西知多 (東海、知多)	
・〃(冬キャベツ)	S41 拡大S62・拡大H10 拡大H25・拡大R元	知多 (東海、大府、知多、半田、常滑、知多郡)	主要野菜の生産と出荷の近代化並びに消費地域への安定的供給を図る。
・他の集団产地(カリフラワー)	S53	西知多 (東海、知多)	
・〃(フキ)	H13	知多 (東海、大府、知多、常滑、東浦、阿久比、南知多)	
果樹広域濃密生産団地形成計画 ・(うんしゅうみかん) ・(その他かんきつ) ・(ぶどう) ・(キウイフルーツ) ・(いちじく)	H13・H18 H13・H18 H13・H18 H13・H18 H13・H18	知多 (東海、大府、知多、半田、常滑、知多郡)	地域の特性に応じた産地形成と産地の体质強化を基本に生産から流通までの一貫した体制整備を図る。
広域営農団地整備計画	計画策定 S50 計画変更 S62	知多 (東海、大府、知多、半田、常滑、知多郡)	広域的な農業施策を総合的に実施することにより、各種の生産・流通・加工施設の整備を図る。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H7・H11 H18・H22 H23・H26 H28・R3 R5	東海市	地域産業としての農業の振興を図るため、利用集積、担い手農家の育成、農業経営の効率化等により、安定した農業経営基盤の確立を図る。
知多地域農業再生協議会 水田収益力強化ビジョン	R7	知多 (東海、大府、知多、半田、常滑、知多郡)	水田の多面的機能を活用した特色のある地域農産物栽培の奨励等により、農業経営の安定を図る。
地域計画	R6	東海市 (北地区、南地区)	農地の集約化等の取組を加速化することにより、地域の農地の適切な利用を図る。

計画等名	地域指定・計画策定等年度	指定地域等の範囲	内 容
多面的機能發揮促進事業に関する計画	R 6	東海市 (養父地域、木田地域)	多面的機能支払交付金を活用し、安定した経営環境の確立を図る。
養父環境保全協議会地域資源保全管理構想	R 2	東海市	多面的機能支払交付金を活用し、安定した経営環境の確立を図る。
木田環境保全協議会地域資源保全管理構想	R 3	東海市	多面的機能支払交付金を活用し、安定した経営環境の確立を図る。
東海市鳥獣被害防止計画	R 5	東海市	鳥獣による農作物への被害防止を図る。

4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地域等の名称	指定等年月日	根拠法令
知多都市計画	平成22年12月24日	都市計画法
風致地区	平成30年1月9日	都市計画法
砂防指定地	昭和47年3月1日	砂防法
保安林	昭和28年4月11日	森林法
東海市森林整備計画	令和3年4月1日	森林法
中部圏開発整備計画	平成28年3月26日	中部圏開発整備法
宅地造成等工事規制区域	令和7年5月9日	宅地造成及び特定盛土等規制法
第7次東海市総合計画	令和6年3月	地方自治法
都市公園	令和7年3月31日	都市公園法
防火・準防火地域	令和6年11月28日	都市計画法
東海市都市計画マスターplan	令和6年3月	都市計画法
愛知県土地利用基本計画	昭和50年6月30日	国土利用計画法

第2 農業生産の現況及び見通し

1 重点作目の概要

(米)

米については、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める必要がある。

また、主食用米の需給状況に応じて、新規需要米、特に飼料用米の取組を推進する必要がある。

さらに、高齢化・後継者不足によって農地の流動化が進みつつあるため、担い手への農用地の利用集積を図る。

(野 菜)

野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な出荷に対応できる産地の育成を推進し、都市近郊における産地として安全、安心と環境に配慮した栽培に努め、維持拡大を図る。

本市の基幹作物である、タマネギ及びフキは既に産地として地位を確立しており、フキは生産量日本一の産地である。今後も品質、生産量の確保によるブランドの維持強化を図る。特に、愛知の伝統野菜である「愛知早生フキ」、「養父早生タマネギ」の種苗の安定供給、生産拡大のための試験研究を行い、更なるブランド化を目指す。

カリフラワー、キャベツ及びレタス等のその他の露地野菜については、低コスト化を図る。トマト等の施設野菜については、作型の見直し、省エネ施設の導入等によって原油価格の高騰に対応するとともに、育苗や調製・選別作業の外部委託、栽培管理のシステム化、雇用労力の導入などを促進する。特に、ナスについては、付加価値の高い新ブランド（紫煌）の生産拡大を図る。

(果 樹)

本市では、ミカン及びブドウを主体に古くから栽培が行われてきており、共同の選果集出荷施設を核とした産地としてだけでなく、都市近郊という立地条件を背景として直売などの経営も多い。

また、近年ではイチジクの栽培も盛んだが、優良ほ場の不足や土壤病害の拡散による生産性の低下が課題となっている。

ミカンは、愛知用水の通水を契機に栽培面積が増えたが、全国的な過剰生産に加え消費者ニーズの多様化、輸入果実の増大、市場価格の低迷、燃油、資材の高止まりと多くの問題に直面し、生産等は減少傾向にある。このような状況の中で、カンキツの新品種である「夕焼け姫」の産地化・ブランド化を推進し、付加価値の増大を図っていく。

また、果樹全般において、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化の推進を図り、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。

(花 き)

花きの生産は、名古屋の近郊という立地条件を背景に観葉植物、洋ラン、切花及び球根が本市の特産となっているが、後継者の不足、燃油価格の高騰や輸入花きの増大、経済停滞の影響による業務用需要の減退による経営状況の悪化等により、今後の需要については危惧されている。

この状況の中で、販売の多角化、消費者ニーズの多様化に産地として対応

することが求められ、優良種苗の導入、土地や気候条件に適合した品種の育成と開発を図る。

切花類については、連作障害回避のため輪作等による畠地の積極的な利用、洋ラン等の鉢物類については、品質向上に努めるとともに、生産経費の低減、省エネ施設の導入、設置による作業の合理化と省力化を図る。

また、種苗の安定供給、生産拡大のための試験研究を行い、更なるブランド化を目指す。

さらに、流通販売については、生産工程の省力化・効率化を進め、種類や作型に応じた生産技術の向上によって生産コストの低減を図るとともに、計画的な生産及び販売を推進し、フラワーショウ等の開催により需要の拡大を図る。

2 農業生産の動向及び見通し

単位 : ha、千本、千鉢、頭、千羽、t

作目	平成24年		平成29年		令和4年(現況)		令和14年(見通し)	
	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量	作付面積 (飼養頭羽数)	生産量
米	188	970	174	907	129	662	89	452
施設野菜	—	—	—	—	—	—	—	—
(フ キ)	48	2,197	40	1,704	23	845	11	325
(ナ ス)	—	—	—	—	—	—	—	—
キュウリ	—	—	—	—	—	—	—	—
(ト マ ト)	—	—	—	—	—	—	—	—
露地野菜	—	—	—	—	—	—	—	—
(タマネギ)	92	4,050	84	3,620	42	1,740	19	748
(カリフラワー)	—	—	—	—	—	—	—	—
ニンジン	—	—	—	—	—	—	—	—
(キャベツ)	—	—	5	151	2	113	1	63
(レ タ ス)	2	24	2	22	2	27	2	30
果樹	—	—	—	—	—	—	—	—
(ミ カ ン)	112	2,900	78	1,950	64	1,600	37	883
(ブ ド ウ)	33	340	29	435	25	375	19	414
(イチジク)	7	118	4	104	3	70	1	42
施設花き	—	—	—	—	—	—	—	—
(洋 ラ ン)	—	—	8	540	7	560	5	602
(観葉植物)	—	—	1	158	1	128	1	84
露地花き	—	—	—	—	—	—	—	—
(切花類)	—	—	1	565	1	306	1	90
飼料作物	—	—	—	—	—	—	—	—
肉用牛	—	—	—	—	—	—	—	—
乳用牛	—	—	—	—	—	—	—	—
採卵鶏	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 作目欄の()内は重点作目である。

2 資料: 東海農林水産統計年報(第60次・第65次・第70次)、東海市の統計、
東海市環境経済部農務課資料

3 「—」は統計データ記載なし。

4 見通しは、過年度の変動率により推計した。

第3 土地利用の現況及び見通し

1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

単位: ha、%

総面積	農用地			混牧林地	農業用施設用地	小計	混牧林地以外の山林原野	住宅地	工業用地	その他	
	農地	採草放牧地	計								
平成24年	1,207 (100)	743 (61.6)	— (—)	743 (61.6)	— (—)	1 (0.1)	744 (61.6)	129 (10.7)	— (—)	— (—)	334 (27.7)
平成29年	1,207 (100)	604 (50.0)	— (—)	604 (50.0)	— (—)	2 (0.2)	606 (50.2)	104 (8.6)	— (—)	— (—)	497 (41.2)
令和4年 (現況)	1,125 (100)	549 (48.8)	— (—)	549 (48.8)	— (—)	2 (0.2)	551 (49.0)	97 (8.6)	— (—)	— (—)	476 (42.3)
令和14年 (見通し)	1,005 (100)	265 (26.4)	— (—)	265 (26.4)	— (—)	2 (0.2)	267 (26.6)	66 (6.6)	115 (11.4)	— (—)	557 (55.4)

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料: 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

(平成24年・平成29年・令和4年)

3 住宅地・工業用地はその他に含む。(H24・H29・R4)

4 小数点以下、四捨五入により、合計が合致しない。(H24・R4)

5 「—」はデータの記載なし。

6 見通しは、過年度の推移と現状を勘案し推計した。

(その他は、総面積からの差引による。)

7 総面積の減少は、市街化区域編入による。

2 森林の混牧林地としての利用可能性

該当なし

第4 農業生産基盤の現況及び見通し

1 農地の整備率

単位 : %

	現 況(令和4年)	見 通 し
田	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0
畑	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0

(注) 1 市町村行政区域内の数字である。

2 田の整備率は、30a区画程度に整備された田の比率である。

3 畑(樹園地を含む)の整備率は、農道が幹線、支線とも完備されたものの比率である。

4 資料 : 農地の整備状況 (令和4年度)

2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

『農業生産基盤整備事業』

事 業 種 目	受 益 面 積 (ha)	事 業 費 (千円)	主 要 工 事 の 名 称 及 び 事 業 量	事 業 主 体	事 業 の 着 工 完 成 (予 定) 年 度	対 図 番 号
ほ 場 整 備 事 業	6. 9	5, 116	区画整理 (大 田)6. 9ha	愛知用水 土地改良区	昭和39年度～ 昭和45年度	①
ほ 場 整 備 事 業	15. 3	13, 300	区画整理 (加木屋)15. 3ha	愛知用水 土地改良区	昭和41年度～ 昭和44年度	②
ほ 場 整 備 事 業	37. 5	49, 505	区画整理 (川 南)37. 5ha	愛知用水 土地改良区	昭和42年度～ 昭和45年度	③
ほ 場 整 備 事 業	70. 3	109, 826	区画整理 (養父高)70. 3ha	愛知用水 土地改良区	昭和44年度～ 昭和50年度	④
ほ 場 整 備 事 業	22. 0	43, 695	区画整理 (川 北)22. 0ha	愛知用水 土地改良区	昭和43年度～ 昭和48年度	⑤
ほ 場 整 備 事 業	2. 8	7, 095	区画整理 (長草西部)2. 8ha	愛知用水 土地改良区	昭和45年度～ 昭和55年度	⑥
ほ 場 整 備 事 業	21. 7	39, 267	区画整理 (加木屋第3)21. 7ha	愛知用水 土地改良区	昭和45年度～ 昭和47年度	⑦
ほ 場 整 備 事 業	11. 4	24, 264	区画整理 (平 島)11. 4ha	愛知用水 土地改良区	昭和46年度～ 昭和49年度	⑧
ほ 場 整 備 事 業	29. 0	82, 800	区画整理 (養父新田)29. 0ha	東 海 市	昭和47年度～ 昭和59年度	⑨
ほ 場 整 備 事 業	7. 2	20, 755	区画整理 (加木屋第4)7. 2ha	愛知用水 土地改良区	昭和47年度～ 昭和51年度	⑩
ほ 場 整 備 事 業	9. 0	33, 076	区画整理 (加木屋第5)9. 0ha	愛知用水 土地改良区	昭和47年度～ 昭和55年度	⑪
ほ 場 整 備 事 業	7. 1	41, 740	区画整理 (小清水)7. 1ha	愛知用水 土地改良区	昭和47年度～ 昭和50年度	⑫
ほ 場 整 備 事 業	6. 6	26, 907	区画整理 (加木屋新田)6. 6ha	愛知用水 土地改良区	昭和47年度～ 昭和50年度	⑬

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
ほ場整備事業	7.4	19,438	区画整理 (竹ヶ谷)7.4ha	愛知用水 土地改良区	昭和49年度～ 昭和52年度	(14)
ほ場整備事業	7.8	65,427	区画整理 (芦池)7.8ha	愛知用水 土地改良区	昭和51年度～ 昭和53年度	(15)
ほ場整備事業	18.6	20,146	区画整理 (川北第2)18.6ha	愛知用水 土地改良区	昭和51年度～ 昭和53年度	(16)
ほ場整備事業	5.2	34,000	区画整理 (大池西)5.2ha	共同施行	昭和52年度～ 昭和55年度	(17)
ほ場整備事業	1.8	11,000	区画整理 (呂島)1.8ha	共同施行	昭和52年度～ 昭和54年度	(18)
ほ場整備事業	8.0	59,317	区画整理 (鎌ヶ谷)8.0ha	愛知用水 土地改良区	昭和53年度～ 昭和56年度	(19)
ほ場整備事業	4.0	19,447	区画整理 (竹ヶ谷第3)4.0ha	愛知用水 土地改良区	昭和54年度～ 昭和56年度	(20)
ほ場整備事業	9.5	57,520	区画整理 (小鑄)9.5ha	愛知用水 土地改良区	昭和54年度～ 昭和56年度	(21)
ほ場整備事業	7.6	57,346	区画整理 (加木屋第6)7.6ha	愛知用水 土地改良区	昭和57年度～ 昭和60年度	(22)
ほ場整備事業	4.4	86,259	区画整理 (平子)4.4ha	愛知用水 土地改良区	昭和62年度～ 平成元年度	(23)
ほ場整備事業	25.5	304,215	区画整理 (加木屋第8)25.5ha	愛知用水 土地改良区	昭和62年度～ 平成4年度	(24)
ほ場整備事業	1.4	22,300	区画整理 (前田)1.4ha	共同施行	平成3年度～ 平成5年度	(25)
ほ場整備事業	35.7	615,129	区画整理 (名和第1)35.7ha	愛知用水 土地改良区	平成元年度～ 平成5年度	(26)
ほ場整備事業	24.0	267,652	区画整理 (八幡)24.0ha	愛知県	昭和56年度～ 平成8年度	(27)
ほ場整備事業	11.7	169,778	区画整理 (浜新田)11.7ha	愛知用水 土地改良区	平成3年度～ 平成7年度	(28)
ほ場整備事業	24.7	258,372	区画整理 (加木屋第7)24.7ha	愛知用水 土地改良区	昭和58年度～ 平成7年度	(29)
ほ場整備事業	26.3	240,000	区画整理 (木田高)26.3ha	愛知用水 土地改良区	平成3年度～ 平成9年度	(30)
ほ場整備事業	26.0	1,030,000	区画整理 (加木屋向山、大府市合併)26.0ha	愛知用水 土地改良区	平成11年度～ 平成15年度	(31)
ほ場整備事業	16.9	400,000	区画整理 (木田北部)16.9ha	愛知用水 土地改良区	平成29年度～ 令和8年度	(72)

『水路整備』

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
愛知用水事業 (全体計画)	30,675.0	42,200,000	貯水池、幹支線水路、 調整池等新設	愛知用水公団	昭和30年度～ 昭和36年度	—
愛知用水二期事業	15,012.0	305,900,000	幹支線水路改築	水資源機構	昭和56年度～ 平成18年度	—

『農道整備』

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
農道整備事業	61.0	250,490	農道網整備、舗装	東海市	昭和53年度～ 昭和59年度	(73)
農道整備事業	15.6	46,000	農道網整備、舗装	東海市	平成18年度～ 平成21年度	(67)

農業生産基盤整備状況図（付図2号）別添

第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

1 経営体数の動向及び見通し

単位：経営体

	農業経営体数		経営耕地規模別内訳							
	総経営体数	個人経営体	団体経営体	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10ha	10～20ha	20ha以上
平成24年	678	672	6	190	270	202	10	3	—	3
平成29年	609	600	9	202	223	174	5	5	—	—
令和4年 (現況)	489	481	8	168	193	122	5	—	1	—
令和14年 (見通し)	366	355	11	149	138	74	3	—	2	—

(注) 1 資料：東海農林水産統計年報（第60次・第65次・第70次）

2 見通しは、過年度の変動率により推計した。（農業経営体数）

2 耕地の拡張及びかい廃

単位：ha

	拡張	かい廃	自然災害	人為かい廃	非農林業用途への転用				農林道等植林	荒農廃地	その他
平成25年～平成29年	—	115.6	—	115.6	56.2	—	—	59.4	—	—	—
平成30年～令和4年 (現況)	—	218.7	—	218.7	101.7	—	—	117.0	—	—	—
令和5年～令和14年 (見通し)	—	301.3	—	301.3	70.8	—	—	230.5	—	—	—

(注) 1 資料：東海市農業委員会資料

2 拡張は、土地に関する権利の移転等の届け出（国土利用計画法）の数値。

3 非農林業用途への転用は、農地法に基づく農地転用許可及び届け出の数値。

4 荒廃農地は遊休農地の数値。

5 見通しは、過年度の数値を勘案し推計した。

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

『排水改良事業』

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
緊急農地等防災事業 (養父新田地区)	25.8	166,005	排水機場新設 $\Phi 600-45kW$ $0.77m^3/s$	東海市	平成3年度～ 平成6年度	(32)
緊急農地等防災事業 (加木屋第3地区)	22.0	218,600	排水機場新設 $\Phi 400-22kW$ $0.35m^3/s$ $\Phi 500-30kW$ $0.47m^3/s$	東海市	平成10年度～ 平成15年度	(33)
緊急農地等防災事業 (川北第2地区)	21.0 21.2	71,400 71,000	排水機場新設 $\Phi 500-30kW$ $0.50m^3/s$ 排水機場増設 $\Phi 500-30kW$ $0.45m^3/s$	東海市	平成2年度～平成3年度 平成16年度～平成18年度	(34)
県営たん水防除事業 (川北新田地区)	34.5	513,000	排水機場改修 $\Phi 500-30kW$ $0.50m^3/s$ $\Phi 900-73.6PS$ $1.50m^3/s$	愛知県	平成10年度～ 平成14年度	(35)
緊急農地等防災事業 (川南新田地区)	22.0	73,500	排水機場新設 $\Phi 500-37kW$ $0.50m^3/s$	東海市	昭和63年度～ 平成2年度	(36)
緊急農地等防災事業 (天宝新田地区)	22.0	110,000	排水機場新設 $\Phi 400-30kW$ $0.31m^3/s$ $\Phi 600-45kW$ $0.62m^3/s$	東海市	昭和61年度～ 昭和62年度	(37)
緊急農地等防災事業 (天宝地区)	77.0	144,170	排水機場増設 $\Phi 1,000-145PS$ $2.00m^3/s$	愛知県	昭和52年度～ 昭和54年度	(38)
県営たん水防除事業 (横須賀地区)	208.0	55,914	排水機場新設 $\Phi 700-64PS$ $0.97m^3/s$	愛知県	昭和37年度～ 昭和39年度	(39)
緊急農地等防災事業 (浅山新田地区)	41.0	43,500	排水機場更新 $\Phi 350-10kW$ $0.25m^3/s$ $\Phi 500-30kW$ $0.50m^3/s$	東海市	昭和55年度～ 昭和56年度	(40)
緊急農地等防災事業 (川北新田地区)	21.0	116,000	排水機場新設 $\Phi 400-22kW$ $0.30m^3/s$ $\Phi 500-30kW$ $0.50m^3/s$	東海市	昭和61年度～ 昭和63年度	(41)

『ため池整備』

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
緊急農地等防災事業 (大廻間池)	20.0	32,800	堤体工L=120.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和52年度～ 昭和54年度	(38)
緊急農地等防災事業 (北玄藩池)	1.8	19,811	堤体工L= 58.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和59年度	(39)
緊急農地等防災事業 (新池)	60.0	29,150	堤体工L= 98.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和52年度～ 昭和54年度	(40)
老朽ため池等整備 (鎌ヶ谷池)	81.0	24,934	堤体工L=130.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和45年度～ 昭和46年度	(41)
緊急農地等防災事業 (大田大池)	18.0	34,146	堤体工L= 95.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和52年度～ 昭和53年度	(42)
緊急農地等防災事業 (富木島大池)	2.0	32,400	堤体工L=141.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和55年度～ 昭和57年度	(43)
小規模老朽ため池等整備 (太光寺池)	7.0	3,100	堤体工L=108.0、取水工 1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和44年度～ 昭和45年度	(44)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
小規模老朽ため池等整備 (山之脇池)	29.0	14,270	堤体工L=130.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和49年度～昭和50年度	④⑤
老朽ため池等整備 (中ノ池)	42.0	13,556	堤体工L=115.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和42年度～昭和43年度	④⑥
小規模老朽ため池等整備 (図賀奈池)	5.0	9,800	堤体工L= 50.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和51年度～昭和52年度	④⑦
小規模老朽ため池等整備 (芦池)	4.2	8,080 4,200	堤体工L= 60.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所 堤体工L= 60.0(ブロック張工)	東海市	昭和49年度～昭和51年度	④⑧
老朽ため池等整備 (三ツ池)	23.0	15,376	堤体工L=176.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和44年度～昭和45年度	④⑨
小規模老朽ため池等整備 (愛敬池)	2.6	6,600	堤体工L=105.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和45年度	⑤⑩
緊急農地等防災事業 (鎌ヶ谷池)	81.0	41,800	堤体工	東海市	昭和59年度	⑤⑪
老朽ため池等整備 (加木屋大池)	125.0	20,095	堤体工L=258.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和40年度～昭和41年度	⑤⑫
老朽ため池等整備 (北池)	13.5	44,792	堤体工L= 91.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和60年度～昭和63年度	⑤⑬
緊急農地等防災事業 (山ノ脇池)	16.0	8,400	堤体工(グラウト工)	東海市	昭和55年度	⑤⑭
小規模老朽ため池等整備 (与五八池)	6.0	7,800	堤体工L= 80.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和53年度～昭和54年度	⑤⑮
緊急農地等防災事業 (与五八池)	6.0	5,600	堤体工L=247.0(グラウト工)、フェンスL=88.8	東海市	昭和55年度	⑤⑯
緊急農地等防災事業 (愛敬池)	2.6	28,300	堤体工L=105.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和58年度	⑤⑦
緊急農地等防災事業 (中嶺池)	2.5	28,000	堤体工L= 85.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和59年度～昭和60年度	⑤⑧
緊急農地等防災事業 (岡庭池)	8.0	25,200	堤体工L= 80.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和52年度～昭和54年度	⑤⑨
緊急農地等防災事業 (ヤカニ池)	50.0	37,799	堤体工L= 79.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和52年度～昭和54年度	⑤⑩
緊急農地等防災事業 (加木屋大池)	145.5	12,969	余水吐工1ヶ所	東海市	昭和59年度	⑤⑪
小規模老朽ため池等整備 (藤池)	2.0	6,000	堤体工L=100.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和47年度	⑤⑫
小規模老朽ため池等整備 (北池)	13.5	5,488	堤体工L= 91.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	愛知県	昭和43年度～昭和44年度	⑤⑬
緊急農地等防災事業 (太光寺池)	7.0	33,500	堤体工L=108.0、取水工1ヶ所、余水吐工1ヶ所	東海市	昭和63年度～平成元年度	⑤⑭
緊急農地等防災事業 (三ツ池)	23.0	111,088	堤体工L=176.0	愛知県	平成17年度～平成19年度	⑤⑮

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
防災ダム事業 (大田大池)	48.8	156,275	ため池工 1ヶ所	愛知県	平成30年度～ 令和3年度	⑦4
防災ダム事業 (中ノ池)	31.9	163,196	ため池工 1ヶ所	愛知県	令和元年度～ 令和5年度	⑦5
防災ダム事業 (富木島大池)	2.2	179,458	ため池工 1ヶ所	愛知県	令和2年度～ 令和5年度	⑦6
防災ダム事業 (愛敬池)	1.1	216,500	ため池工 1ヶ所	愛知県	令和5年度～ 令和8年度	⑦7
老朽ため池等整備 (奥山池)	4.0	374,600	ため池工 1ヶ所	愛知県	令和6年度～ 令和9年度	⑦8

『震災対策農業水利施設整備』

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
震災対策農業 水利施設整備 (愛知東浦)	31.0	531,638	耐震工事 1式	愛知県	平成26年度～ 平成29年度	⑦9

農用地等保全整備状況図（付図3号）別添

4 農用地利用集積の現況及び見通し

単位：ha、%、人

		令和4年 (現況)	令和14年 (見通し)
担い手の耕作面積計	①	103.5	117.1
自作地		85.3	95.2
借入地・特定作業受託地		18.2	21.9
借入地		18.2	21.9
特定作業受託地		—	—
耕作面積	②	591.0	583.0
担い手の農地利用集積率	③=①/②	17.5	20.1
認定農業者数		40	32

(注) 1 東海市「担い手の農地利用集積状況調査」の数値を採用。

2 見通しは、過年度より推計した。

5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別

単位 : ha

△	農地中間管理事業				農地移動適正化あっせん事業				その他	
	売 買		賃 借		売 買		賃 借			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
令和2年	—	—	1	0.2	—	—	—	—	75	11.4
令和3年	—	—	1	0.2	—	—	—	—	48	6.7
令和4年	—	—	—	—	—	—	—	—	42	6.0
計	—	—	2	0.4	—	—	—	—	165	24.1

(注) 資料 : 東海市環境経済部農務課資料

「その他」欄における主な方策は、利用権設定等促進事業である。

6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

単位 : 戸、ha、%

	農作業の受委託		農作業の共同化		耕 地 利 用 率	裏 作 導 入	
	農家数	面 積	組織数	農家数		面 積	主な作物名
平成24年	受託 — 委託 —	—	—	—	—	—	—
平成29年	受託 — 委託 —	—	—	—	—	—	—
令和4年 (現 況)	受託 — 委託 —	—	—	—	—	—	—

(注) 資料 : 東海市環境経済部農務課資料

「—」は集計困難。

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

単位 : 戸、ha

規模拡大の希望		現状維持の希望		規模縮小の希望		農業をやめる	
戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積
6	12.8	273	—	93	22.9	293	—

(注) 資料 : 令和6年9月実施の『農業振興地域整備計画に関する意向調査』

による。 (無回答31戸)

配布戸数 : 1,390戸、回収戸数 : 696戸 (回収率 : 50.1%)

第6 農業近代化施設整備の現況及び見通し

事業種目	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	事業費(千円)	施設の概要		事業主体	事業の着工完了(予定)年度	対図番号
				名称	数・規模(m ²)			
生産関係施設	野菜作柄安定対策事業	50.0	268	9,670	堆肥運搬車、深耕ローター他	1・2台	あいち知多農業協同組合(旧西知多農業協同組合)以下 あいち知多農協(旧西知多農協)	昭和59年度 1
流通加工関係施設	野菜広域流通加工整備事業	7.4	1,685	201,434	野菜冷貯蔵施設	1,641.10m ² 1ヶ所	あいち知多農協(旧西知多農協)	昭和50年度 2
	野菜広域流通加工整備事業	7.4	1,685	142,190	野菜冷貯蔵施設	468.90m ² 1ヶ所	あいち知多農協(旧西知多農協)	昭和55年度 3
	園芸農産物基幹施設整備事業	42.0	817	252,301	総合集出荷場	2,854.30m ² 1ヶ所	あいち知多農協(旧西知多農協)	平成2年度 4
	先進的農業生産総合推進対策事業及び地域農業振興事業	85	22	194,582	集出荷予保冷施設	1,365.00m ² 1ヶ所	あいち知多農協(旧西知多農協)	平成4年度 5
	東海集荷センター集出荷場	11.5	60	88,200	集出荷場	1,258.07m ² 1ヶ所	あいち知多農協(旧西知多農協)	平成10年度 6
	東海集荷センター	11.6	60	34,037	農機具・肥料等販売所	924.50m ² 1ヶ所	あいち知多農協	平成14年度 7
	上野グリーンプラザ	47.0	300	21,281	プラザ	833.21m ² 1ヶ所	あいち知多農協	平成17年度 8
	東海予冷庫	44.5	60	241,973	野菜冷貯蔵施設	3,453.44m ² 1ヶ所	あいち知多農協	平成20年度 9

農業近代化施設整備状況図(付図4号) 別添

第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

1 新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新規就農者	新規学卒就農者(A)	離職就農者			新規青年就農者(A+B)
				39歳以下(B)	40歳以上	
平成25年～平成29年	13 (法人1含む)	3	9	7	2	10
平成30年～令和4年 (現況)	10 (法人2含む)	—	8	5	3	5
令和5年～令和14年 (見通し)	33 (法人3含む)	4	26	18	8	22

(注) 1 資料：東海市環境経済部農務課資料

2 見通しは、過年度の実績及び「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標（年間3人）により推計した。

2 農業就業者育成・確保施設の状況

該当なし

第8 就業機会の現況及び見通し

1 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等（主副業）別

単位：戸

	総 計	販 売 農 家				自給的農家
		合 計	主 業	準主業	副 業	
平成24年	1,007	654	209	183	262	353
平成29年	1,004	564	183	140	241	440
令和4年 (現 況)	798	456	98	131	227	342
令和14年 (見通し)	632	337	46	94	197	295

(注) 1 資料：東海農林水産統計年報(第60次・第65次・第70次)

2 見通しは、過年度の変動率により推計した。

2 農業従事者の就業の現況－他産業別

単位：人

区 分	従 業 地								
	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	85	54	139	88	24	112	173	78	251
自 営 兼 業	83	35	118	7	3	10	90	38	128
出 稼 ぎ	1	—	1	—	1	1	1	1	2
日 雇 ・ 臨 時 雇	22	56	78	15	22	37	37	78	115
総 計	191	145	336	110	50	160	301	195	496

(注) 1 資料：令和6年9月実施の『農業振興地域整備計画に関する意向調査』による。

配布戸数：1,390戸、回収戸数：696戸（回収率：50.1%）

3 農村産業法等に基づく開発計画の概要

該当なし

4 農業従事者に対する就業相談活動の現況

特になし

5 企業誘致及び企業誘致活動の現況

特になし

第9 農村生活環境の現況及び見通し

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益地区	受益戸数(人口)	事業費(千円)	主要工事又は主要施設名	事業主体	事業の着工完了(予定)年度	対図番号
公園整備事業 (山田池)	A	46	578,000	堤体工 L=100 余水吐 一式	東海市	昭和48年度 ～ 昭和55年度	⑥

農村生活環境整備状況図（付図6号）別添

2 農村生活環境整備の問題点

(1) 安全性

治水については、洪水の調整機能を持つ田畠の宅地化や、それに伴うため池の埋め立てなどにより、雨水が短時間で河川に流れ込むようになり、土地の低い地域などでは、河川に排水しきれなかった水による浸水の被害が発生している。治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要がある。

防災・減災については、南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨など、自然災害に対する危機感が高まっていることから、都市インフラの長寿命化・更新などのハード対策、災害情報の伝達や自主防災組織の強化などのソフト対策の両面から防災・減災力の向上に取り組むとともに、災害発生後の復旧・復興、速やかな社会経済活動の再開など、地域の強靭化を図ることが求められている。

また、道路、橋りょうなどの道路施設の老朽化対策を進める必要がある。

交通安全・道路について、都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）などの整備や、都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備を進める必要がある。

また、生活道路では、自動車と歩行者、自転車が同じ道路を使うため常に危険性があり、道路幅員の狭さから緊急車両が入れないなどの問題も生じていることから、狭あいな生活道路の拡幅整備を進め、移動しやすい道路環境をつくる必要がある。

消防・救急・防犯については、体制の一層の強化や関係機関と連携した生活安全、交通安全の取り組みなど、安心して安全に日常生活を送ることができる環境づくりが求められている。

(2) 保健性

公共下水道の污水整備は区域を拡大し進めているが、人口普及率は86.9%（令和4年度）となっており、全国及び愛知県平均の81.0%（令和4年度）と比べて高いが、更なる整備を進める必要がある。

ごみについて、多くの方々の努力により、一人1日当たりのごみの排出量及び一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、順調に減少を続けていたが、令和2年度、国が示していた減量目標（目標：500g以下、実績：520g）を達成することができなかったことから、引き続き、更なる3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）、資源化の促進などを啓発する必要がある。

健康・医療については、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、豊かな人生を送ることができるよう、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接

種や健康診断などの取り組みの強化とあわせて、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の構築が求められている。

また、健康づくりと疾病予防を目的とした「健康増進法」の考え方を踏まえた「東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例」や、「東海市トマトで健康づくり条例」に基づき、健康づくりに対する意識の向上や環境の整備を推進することで市民が健康的な生活を送り、健康づくりが促進されることが必要である。

給水については、現在の水道事業において、給水収益が減少となる一方で、水道施設の老朽化が進行し、更新需要の高まりによって投資額は大きく増加することが見込まれており、経営環境は厳しくなることが予測されている。このことから、長期的視点を踏まえた戦略的な計画を立案し、市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任が求められている。

(3) 利便性

交通量の増加により道路網の整備が望まれているが、都市計画道路などが一部未整備で道路網が完成していないため、既存の道路に合流する箇所で渋滞が発生し、円滑な移動の妨げになっている。そのため、渋滞緩和など、道路利用者の利便性の向上を図るため、将来の交通量に適した道路整備による幹線道路網の構築を推進する必要がある。

公共交通について、社会全体においては、持続可能な開発目標（SDGs）に取り組んでおり、実現に向けた17の目標は交通分野にも大きく関連する。本市は、令和4年に令和32年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を掲げており、ゼロカーボンシティや持続可能な開発目標の実現のためには、温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関の利用促進に繋がる取り組みを進めるとともに、公共交通が利用しやすい環境を整える必要がある。

都市基盤の形成については、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、居住や経済活動の舞台として利便性が高く居心地の良い都市空間の形成や、適切な土地利用や道路・公園緑地などの都市施設の整備、地域公共交通の充実などが求められている。

また、リニア中央新幹線の開業など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高める取り組みや各種インフラ・施設などの老朽化対策・更新などが求められている。

買い物などの日常生活に不便な地区があり、公共交通の充実を図る必要がある。

鉄道は、交通結節点における安全かつ円滑な交通の確保及び交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上が望まれている。

路線バスは、東海市と大府市の鉄道駅を結ぶ、東西の公共交通軸となっている。また、らんらんバス（循環バス）が市内を巡回し、高齢者等の日常的な移動手段や鉄道駅へのアクセス手段となっており、重要な役割を担っている。今後は鉄道や路線バス、タクシーなどと連携を図り、地域の地理的特性や利用者ニーズに合った公共交通の充実を図る必要がある。

情報通信は、スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い、社会のデジタル化が急速に進展し、デジタル技術は市民生活に欠かせないものとなっている。行政においても、デジタル技術を活用してさまざまな手続のオンライン化や公共施設の使用料を含む公共料金のキャッシュレス決済の導入など、市民や事業者にとって利便性の高いサービスの提供が求められ

ている。

また、デジタル技術の活用や近年進められているオープンデータなどの公的な領域・資源を、民間主体で利活用できるようにする公民連携など、新たな手段・手法による効率的で効果的なまちづくりの推進が必要である。

(4) 快適性

高齢者福祉については、核家族化、女性の社会進出、少子化などの社会環境の変化により、家族の介護が受けられない高齢者が増加する傾向にあり、加齢や障がいなどによる不自由さを抱えても、福祉行政サービスなどを享受することで、安心して暮らし続けられる環境の整備が求められている。そのため、支援が必要な高齢者に対し、それぞれの状況やニーズに合った福祉サービスの充実を図る必要がある。

子ども・子育てについては、全国的に30年以上も少子化が続くなか、各家庭が望んでいる家族を構成でき、一人ひとりの子どもの幸せを実現できるよう、健康・福祉・教育など、さまざまな分野が連携して、切れ目のない子育て支援を継続させることが求められている。

また、乳幼児期から健全な成長を見守りながら、質の高い保育・幼児教育サービスを提供するなど、安心して子育てがしやすい環境を整備することにより、多くの子育て世代に選ばれるまちづくりを推進することが望まれる。

生涯学習については、市民一人ひとりが充実した日々を送り、生活の質を高められるよう、学びや文化芸術、スポーツなど、それぞれの趣味や志向、問題意識に応じた活動を行うことができる、多様な機会の提供や場の整備が求められている。

学校教育・学習環境については、教育現場におけるデジタル化が進むなか、さまざまな変化への対応が求められる社会において、児童生徒一人ひとりが体験を通じて生きる力を育むことができる、時代に即した質の高い教育と快適な学習環境の整備が求められる。

また、スクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを通じた不登校などの課題の解決、食育を通じた健やかな体づくりによる心身の成長の促進、家庭・地域・学校が互いに連携・協働した学校運営の改善などにより、未来を担う子ども達への育ちの支援が求められている。

環境については、市民の日常的な快適性を高めるため、降下ばいじんの低減や環境美化など、環境保全の取り組みを一層推進することが求められている。

また、地球規模での環境問題に向き合い、カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策や循環型社会の構築などに取り組むとともに、生物多様性などの環境保全の意識向上を図る環境学習を推進するなど、持続可能な地域づくりが求められている。

市内の河川は、治水対策を重点に整備されてきたことにより、コンクリートブロックの護岸になり、川辺で遊んだり、水に親しむことが少なくなった。更に、宅地化によるため池の埋め立ては、小動物の生息地をなくし、市民が緑や自然環境に接する機会を減少させている。

また、花と緑はまちの景観に彩を与える、市民生活に憩いとやすらぎをもたらすものであり、都市の快適な景観づくりに欠かせない公園や緑地は、人と自然がふれあう場と同時に災害時の避難場所にもなる。都市化、高齢

化、余暇時間の増大などにより、市民の公園や緑地に対する関心は高まっており、市民の憩いの空間となるよう、花と緑につつまれた魅力ある公園や緑地の整備を推進するとともに、だれもが安心して、安全に公園や緑地を利用できるよう公園施設の長寿命化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。

地域社会については、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する諸問題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められている。

また、生活様式や価値観の多様化、外国籍市民の増加など、地域社会の変化や特性に応じて、だれもが互いに多様性を尊重し合い、ともに支え合う地域社会づくりが求められている。

(5) 文化性

文化芸術・スポーツについては、市民が文化芸術にふれ、関わっていくことができるよう、質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供することで、心豊かな人材を育成する必要がある。

また、学校や事業者、各種団体などと連携を強化し、自ら身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、プロスポーツをはじめとした各種競技大会を観戦する「みる」スポーツ、監督・指導者や大会のスタッフ・ボランティア、また、ファンとして関わる「ささえる」スポーツの視点により、市民のスポーツ活動を推進する必要がある。

郷土の歴史や伝統文化については、普及のため関係団体などと協力し、市民の興味・関心を醸成することができるような機会を提供するとともに、伝統文化などの取り組みに対し、参加者が継続して活動できる環境を整備することが求められている。

さらに、文化財などは保存するだけでなく、地域などとも連携しながら普及啓発を行い、次世代に大切に継承する環境を整える必要がある。

第10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

1 林業の概況

該当なし

2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点

該当なし

3 林業の振興に関する諸計画の概要

該当なし

第11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

1 協定制度の実施状況

該当なし

2 交換分合

(1) 実施状況

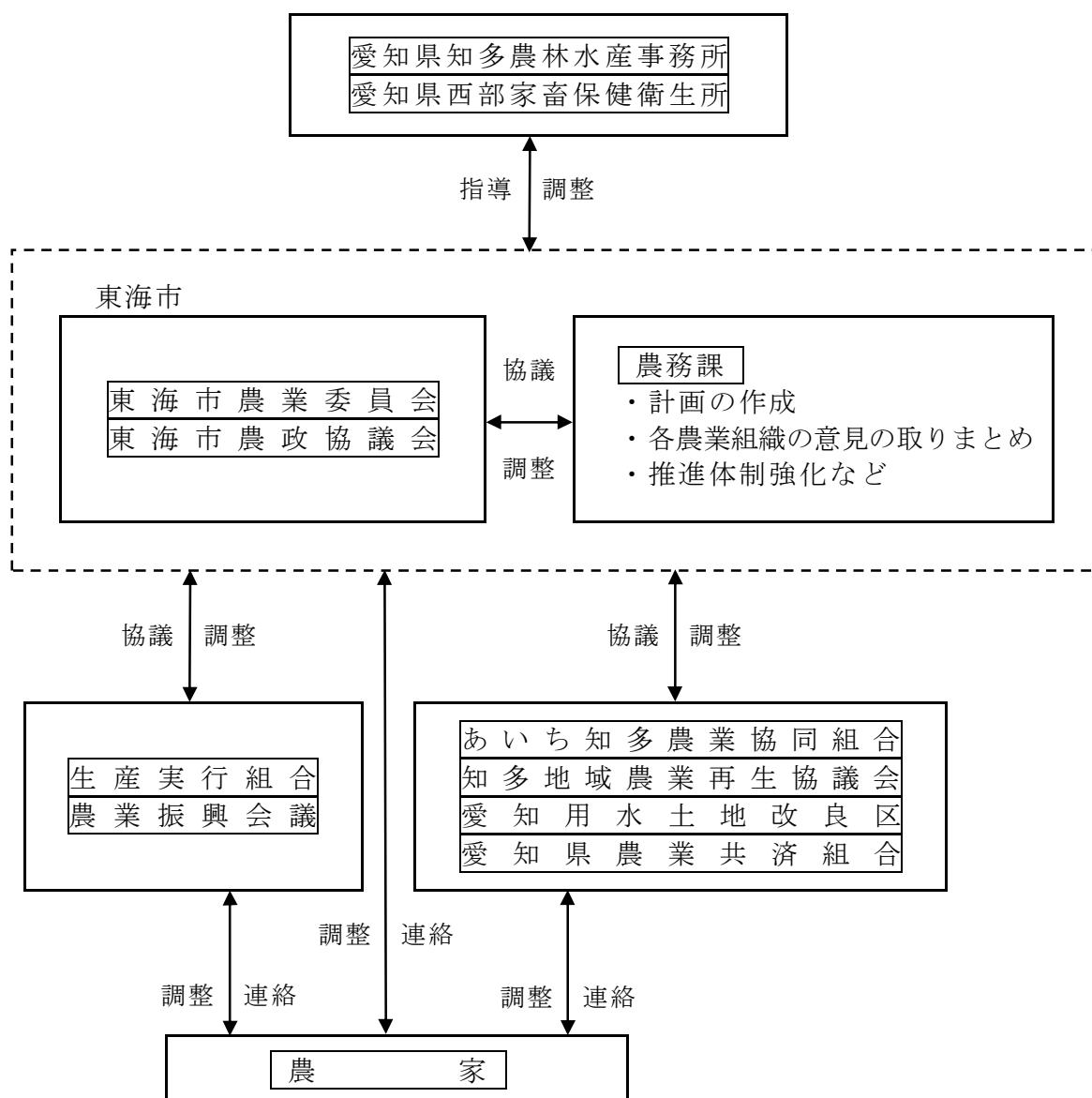
該当なし

(2) 今後の見通し

農地の集積を図るため、必要に応じて対応する。

第12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

1 推進体制図



2 市町村の財政状況

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳出合計(A)	43,788,822	45,952,917	59,544,379	50,729,623	54,020,252
農業関係費(B)	563,208	581,770	715,588	653,981	650,830
農業関係事業市町村負担金	513,926	528,378	579,408	548,092	539,611
B/A(%)	1.29	1.27	1.20	1.29	1.20
財政力指数	1.26	1.28	1.29	1.27	1.26
実質収支比率(%)	6.2	7.4	11.8	14.6	11.5
実質公債費比率(%)	0.0	-0.2	-0.1	-0.3	0.0
経常収支比率(%)	84.4	83.5	82.7	85.5	82.5

(注) 資料：〔総務省〕財政状況資料集（平成30年度～令和4年度）、
東海市企画部財政課資料

3 その他参考となる事項 特になし

〔参考〕 付図一覧

- | | | | |
|---------------------------|-------|------|----|
| 1 農業生産基盤整備状況図(付図2号) | ----- | 該当頁 | 12 |
| 2 農用地等保全整備状況図(付図3号) | ----- | 該当頁 | 16 |
| 3 農業近代化施設整備状況図(付図4号) | ----- | 該当頁 | 20 |
| 4 農業就業者育成・確保施設整備状況図(付図5号) | ----- | 該当なし | |
| 5 農村生活環境整備状況図(付図6号) | ----- | 該当頁 | 23 |

東海市が5年以内に実施する開発構想

1. (仮称) 川北地区 (太田川駅北西部) 開発事業

規模 約24.0ha (内農用地区域面積 約18.1ha)

2. (仮称) 養父新田地区 (養父町西部) 開発事業

規模 約26.9ha (内農用地区域面積 約21.9ha)

3. (仮称) (都) 伊勢湾岸道路大府IC周辺地区開発事業

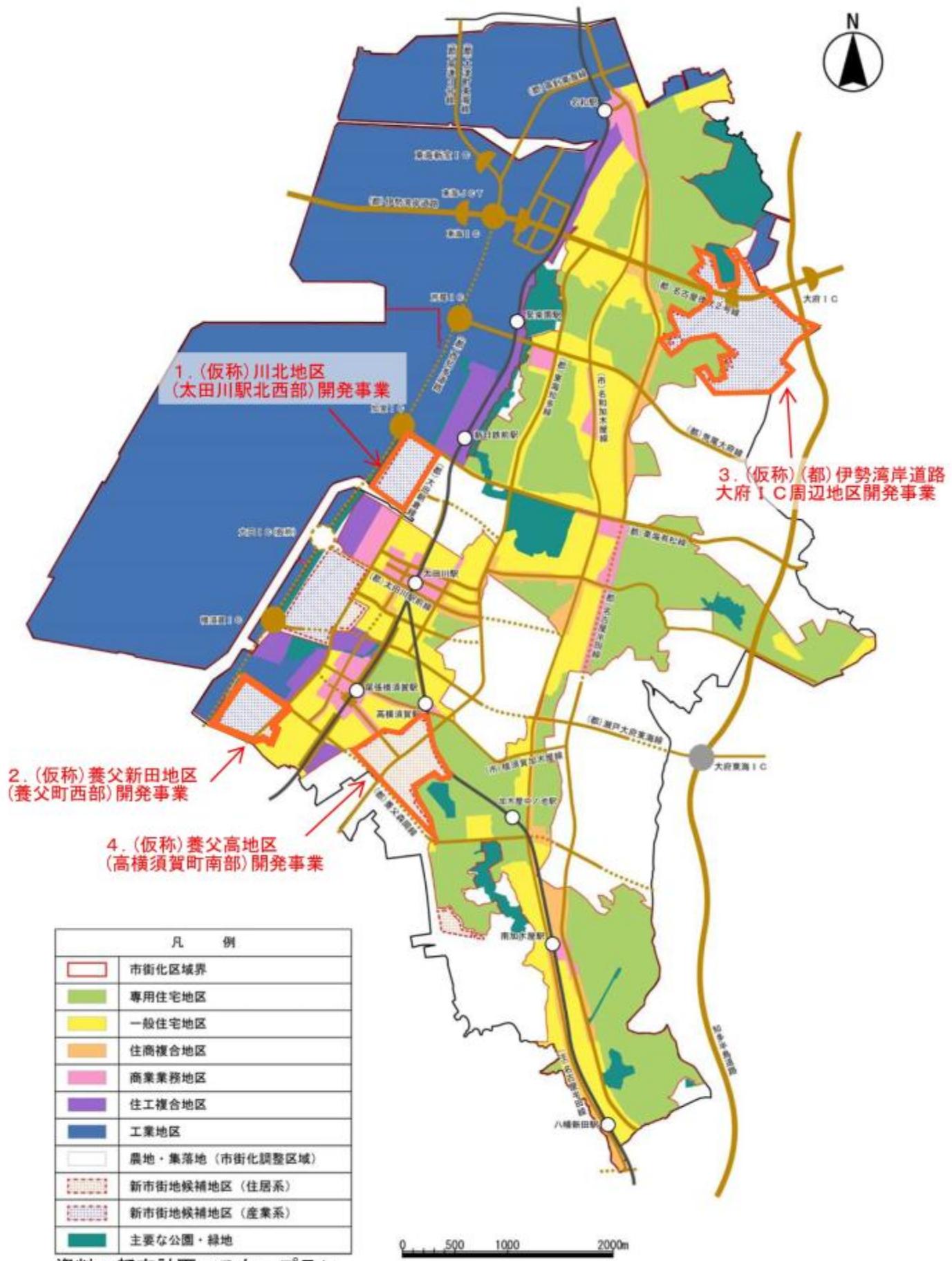
規模 約56.0ha (内農用地区域面積 約41.5ha)

4. (仮称) 養父高地区 (高横須賀町南部) 開発事業

規模 約47.0ha (内農用地区域面積 約38.3ha)

※上記1～4の開発事業については、住居系及び産業系の市街地を形成するため、
令和12年度に市街化区域への編入が予定されている。

東海市が5年以内に実施する開発構想 【位置図】



資料：都市計画マスタープラン

（仮称）川北地区（太田川駅北西部）開発事業

事業名称

（仮称）川北地区（太田川駅北西部）開発事業

規模

約24.0ha

位置

東海市大田町川北新田・浜新田

地目

田、畠、他

農用地区域面積

約18.1ha

地域の開発構想における施設の概要

工業地、緑地、道路、水路等

事業計画予定者

民間事業者

土地改良事業等の実施状況

ほ場整備事業（川北）、22.0ha、愛知用水土地改良区、S43年度～S48年度

農振農用地除外に対する市の考え方

計画地域は、ほ場整備事業（川北）として整備された農用地があり、畑を中心として、畜舎も含む営農が行われています。

本地区は、（都）西知多道路による広域アクセス性を活かし、工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成を検討するよう、東海市都市計画マスターplan（令和6年3月策定）の土地利用方針で新市街地候補地区に位置づけられています。

事業の実施にあたっては、農業的土地利用との調整を十分に踏まえて、農業振興への影響等を慎重に検討した結果、本市の産業の活性化につながるものであり、農用地区域の変更はやむを得ないものと判断しました。

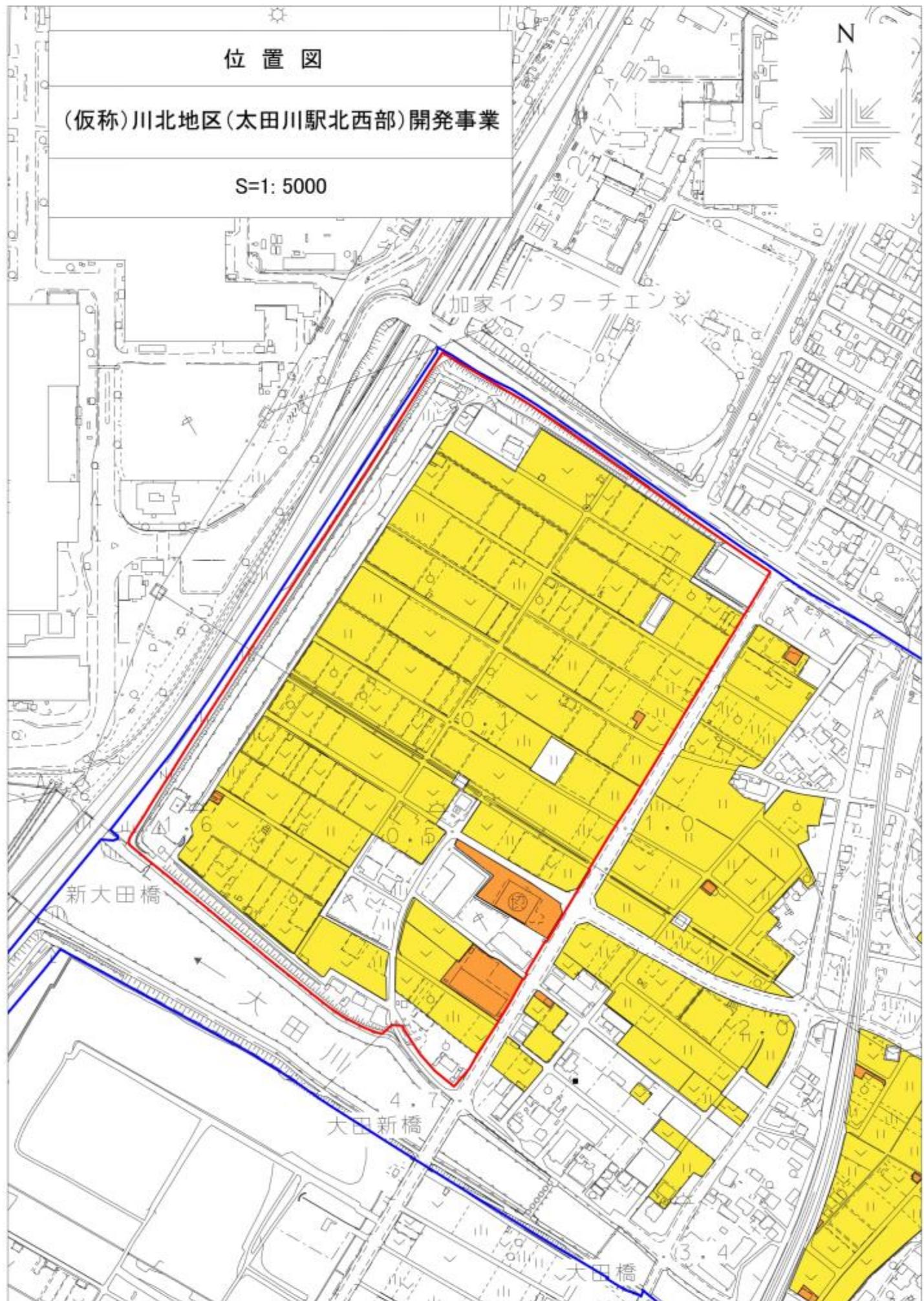
なお、当該地区内の営農希望農家については、代替地等の斡旋を行い、営農意欲の維持に努め、農業振興を図っていきます。

位置図

(仮称)川北地区(太田川駅北西部)開発事業

S=1: 5000

N



（仮称）養父新田地区（養父町西部）開発事業

事業名称

（仮称）養父新田地区（養父町西部）開発事業

規模

約26.9ha

位置

東海市養父町中川・義神・正神・八王子・釈迦御堂

地目

田、畠、他

農用地区域面積

約21.9ha

地域の開発構想における施設の概要

住宅地、工業地、緑地、道路、水路等

事業計画予定者

民間事業者

土地改良事業等の実施状況

ほ場整備事業（養父新田）、29.0ha、東海市、S47年度～S59年度

農振農用地除外に対する市の考え方

計画地域は、ほ場整備事業（養父新田）として整備された農用地があり、畠を中心とした営農が行われています。

本地区は、（都）西知多道路による広域アクセス性を活かし、工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成を検討するよう、東海市都市計画マスターplan（令和6年3月策定）の土地利用方針で新市街地候補地区に位置づけられています。

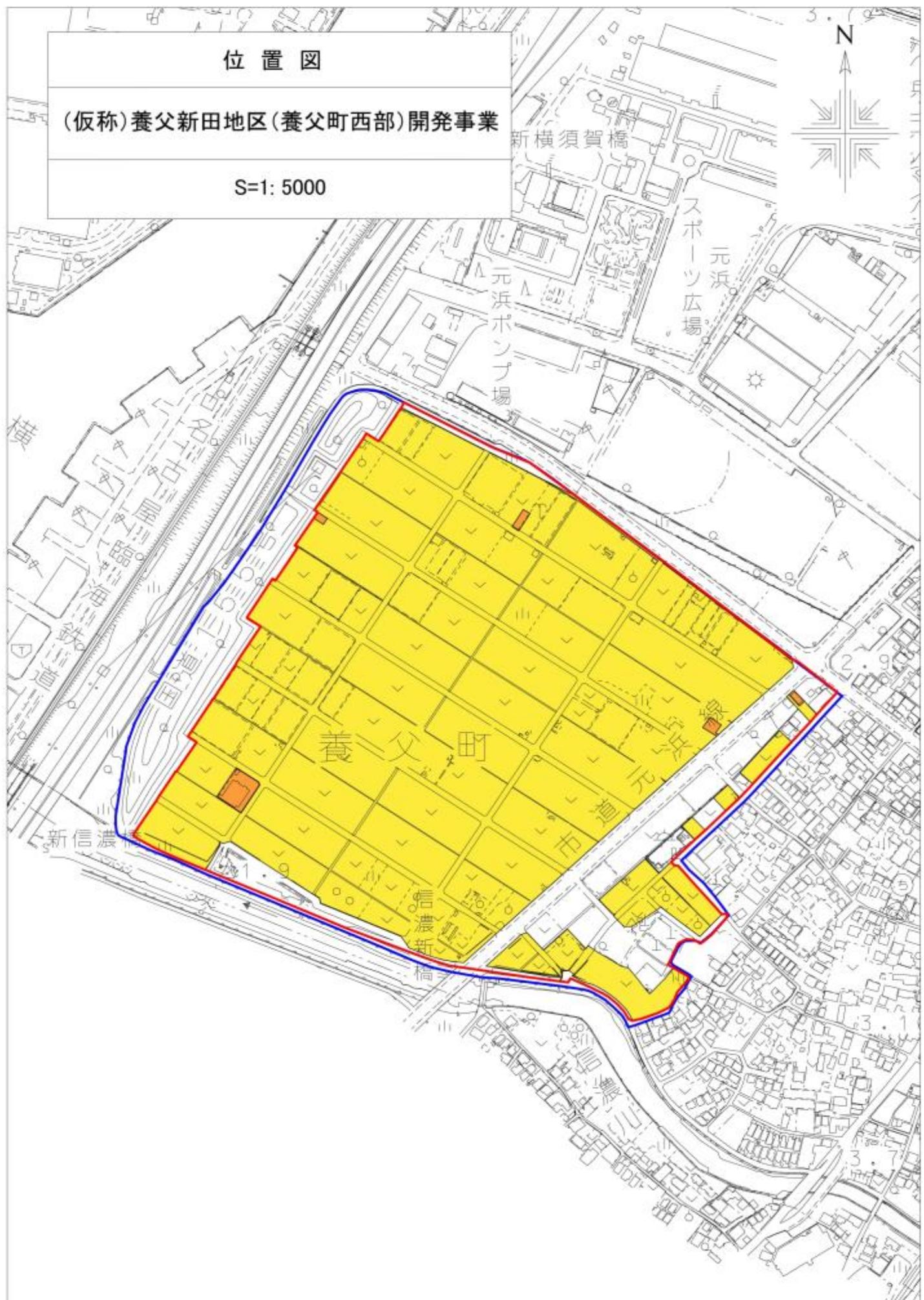
事業の実施にあたっては、農業的土地利用との調整を十分に踏まえて、農業振興への影響等を慎重に検討した結果、本市の産業の活性化につながるものであり、農用地区域の変更はやむを得ないものと判断しました。

なお、当該地区内の営農希望農家については、代替地等の斡旋を行い、営農意欲の維持に努め、農業振興を図っていきます。

位置図

(仮称)養父新田地区(養父町西部)開発事業

S=1: 5000



（仮称）（都）伊勢湾岸道路大府 I C周辺地区開発事業

事業名称

（仮称）（都）伊勢湾岸道路大府 I C周辺地区開発事業

規模

約 56.0 ha

位置

東海市名和町中平地・城谷・奥平地・法秀・奥前後・座頭ヶ峰・茂り・北蕨・平子・蛇骨山・南小倉・北小倉・南蕨・蕨山・奥山之田・山ノ田・横道、荒尾町仏田・唐ノ山・奥曾山・大狭間・惣山池・奥大狭間・細高根・中大脇・赤羽根・犬久利

地目

田、畑、他

農用地区域面積

約 41.5 ha

地域の開発構想における施設の概要

住宅地、工業地、緑地、道路、水路等

事業計画予定者

民間事業者

土地改良事業等の実施状況

ほ場整備事業（名和第一）、35.7ha、愛知用水土地改良区、H元年度～H5年度

農振農用地除外に対する市の考え方

計画地域は、ほ場整備事業（名和第一）として整備された農用地があり、畑を中心とした営農が行われています。

本地区は、広域交通体系の利便性を活かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用の推進を図るため、東海市都市計画マスタープラン（令和6年3月策定）の土地利用方針で新市街地候補地区に位置づけられています。

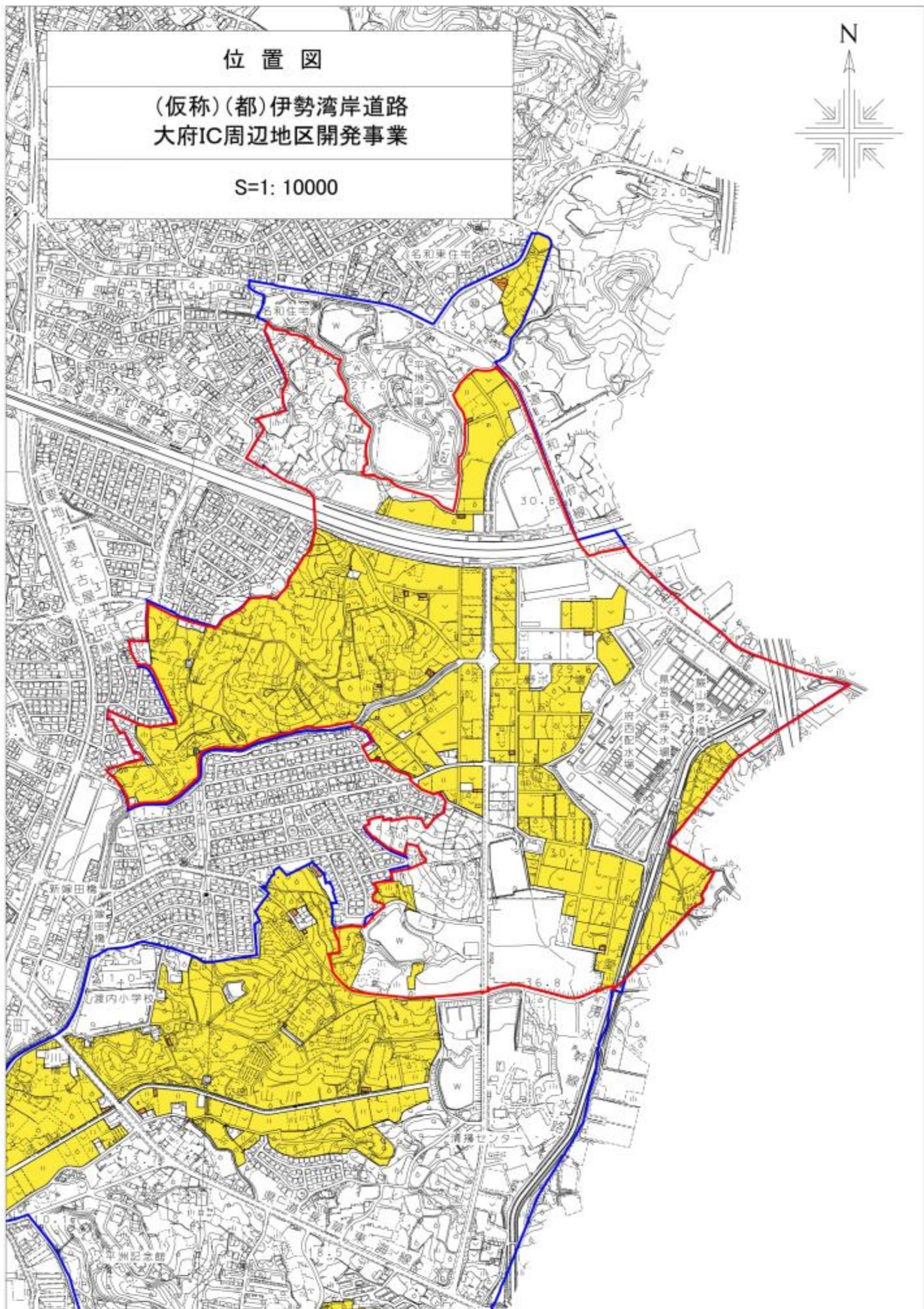
事業の実施にあたっては、農業的土地利用との調整を十分に踏まえて、農業振興への影響等を慎重に検討した結果、本市の産業の活性化につながるものであり、農用地区域の変更はやむを得ないものと判断しました。

なお、当該地区内の営農希望農家については、代替地等の斡旋を行い、営農意欲の維持に努め、農業振興を図っていきます。

位置図

(仮称)(都)伊勢湾岸道路
大府IC周辺地区開発事業

S=1: 10000



（仮称）養父高地区（高横須賀町南部）開発事業

事業名称

（仮称）養父高地区（高横須賀町南部）開発事業

規模

約47.0ha

位置

東海市高横須賀町家下・大坪・角田・辰巳屋敷・才林坊・南形・雲海戸・若宮・城山・柳ヶ坪・北儀老・北加賀井、養父町森東・竹ヶ鼻

地目

田、畠、他

農用地区域面積

約38.3ha

地域の開発構想における施設の概要

住宅地、商業地、緑地、道路、水路等

事業計画予定者

民間事業者

土地改良事業等の実施状況

ほ場整備事業（養父高）、70.3ha、愛知用水土地改良区、S44年度～S50年度

農振農用地除外に対する市の考え方

計画地域は、ほ場整備事業（養父高）として整備された農用地があり、水田を中心とした営農が行われています。

本地区は、鉄道駅の利便性を活かし、子育て世代の定住を目指すとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、周辺の自然環境や営農環境に配慮し、計画的な都市基盤の整備を前提とした住居系市街地の形成を検討するよう、東海市都市計画マスタープラン（令和6年3月策定）の土地利用方針で新市街地候補地区に位置づけられています。

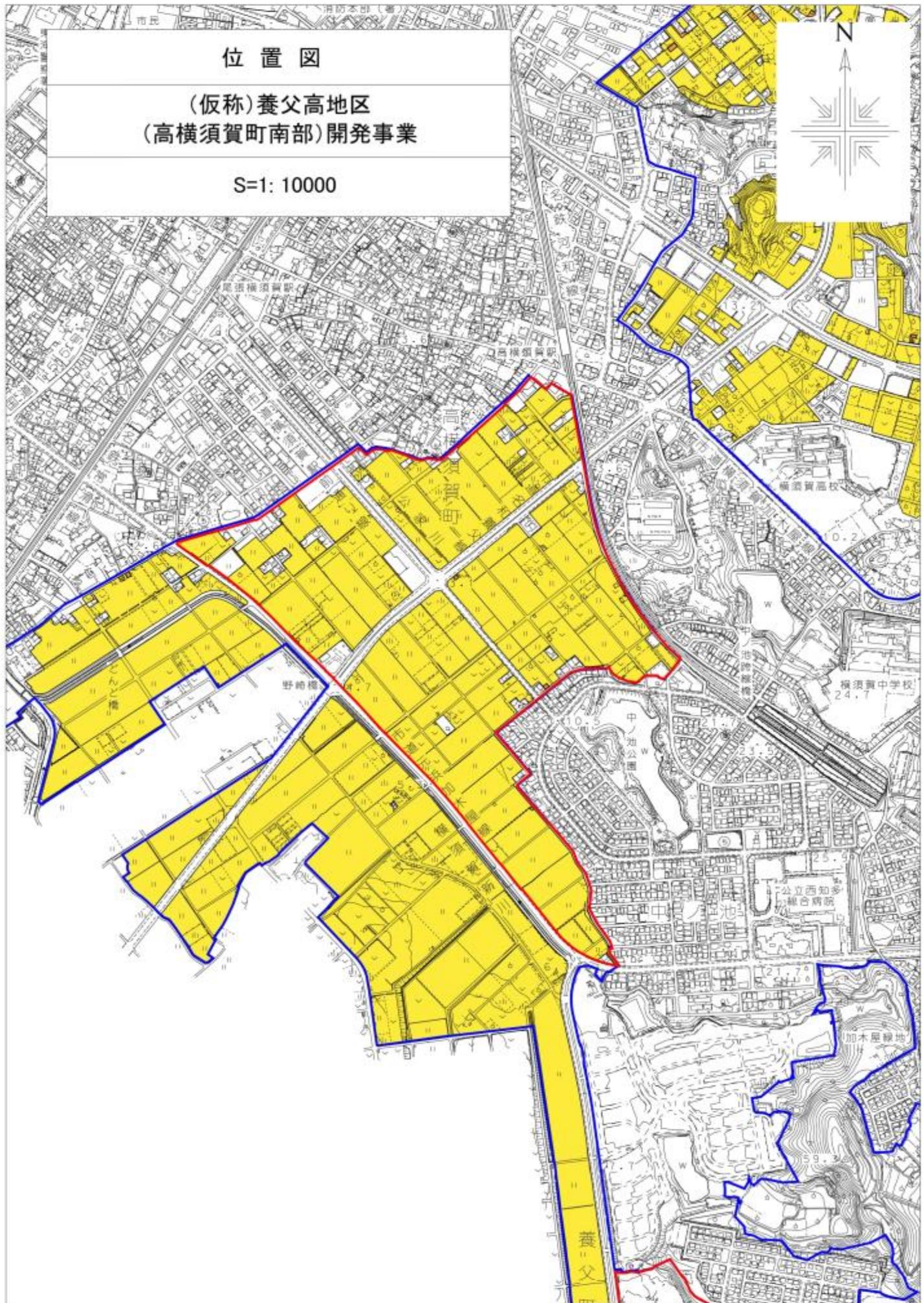
事業の実施にあたっては、農業的土地利用との調整を十分に踏まえて、農業振興への影響等を慎重に検討した結果、地域の活性化につながるものであり、農用地区域の変更はやむを得ないものと判断しました。

なお、当該地区内の営農希望農家については、代替地等の斡旋を行い、営農意欲の維持に努め、農業振興を図っていきます。

位置図

(仮称)養父高地区 (高横須賀町南部)開発事業

S=1: 10000



基礎調査資料 農業近代化施設整備状況図:付図4号 東海市

